

第20章 職員派遣・受入関係

【保健福祉総務課・各保健福祉事務所ほか地方機関】

第1節 職員派遣・受入の状況

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【保健福祉総務課】

1. 県保健師等のシフト

■発生当日から、仙台保健福祉事務所本所から岩沼支所への保健師の派遣が行われたほか、内陸部の事務所においても、沿岸部からの避難者の支援に係る管内市町からの要請に対応している。

■県庁には多くの県民が身を寄せたが、発生翌日に日赤の救護所が設置されるまでの間、職員厚生課がみやぎ広報室の機械操作室に臨時の救護所を設置し、看護要員として庁内の保健師が動員された。また、本庁内の保健師や高等看護学校等の職員が医療整備課の業務を支援した。

■被災した仙台保健福祉事務所や東部保健福祉事務所をはじめとした被災地の事務所との連絡は困難を極め、必要とする派遣人員や支援方法が定まらなかったため、発生初期は、当課主導での応援態勢は確保できなかった。

■結果として、保健師を中心とした組織的な派遣が開始されたのは、気仙沼保健福祉事務所に対しては3月20日、また東部保健福祉事務所には3月23日である。

■保健師の派遣については、本庁及び被災地以外の地方機関から4～5日交代で、1期間につき4～5人程度で構成され、市町の保健活動のコーディネーター、避難所における健康相談対応、医療救護班の活動との連絡調整などに従事した。また、活動を補佐するため、事務職等の要員が2名程度加わり、途中増減はあるものの、東部保健福祉事務所に対しては4月末まで、気仙沼保健福祉事務所に対しては6月下旬まで派遣が継続した。

■また、仙台保健福祉事務所本所から岩沼支所への派遣は、5月末まで続いた。

■5月末時点で、東部・気仙沼保健福祉事務所及び仙台保健福祉事務所岩沼支所に対して、保健師のべ518人、補助職員（事務職等）245人の計763人が、保健活動支援のため派遣された。

■また、保健師以外に、管理栄養士、理学及び作業療法士等について、本庁及び内陸部の事務所から被災地に短期派遣が行われた。

■9月～10月には、仮設住宅入居者に対する健康調査実施のため、石巻市、気仙沼市及び南三陸町に対して、県保健師の派遣を行った。

2. 他県からの職員派遣

① 自治法派遣

■保健師に係る長期派遣について、厚生労働省及び総務省による他都道府県との斡旋が困難であったため、6月、本県に震災支援のための現地事務所を置く12都県あて直接依頼を行った。

■各県とも厳しい定員管理がなされている中で、保健師については特に不足感が強く、また、女性が多い職種であり、家庭の事情等で長期に出張できる者が少ないため、交渉は難航した。

■そうした中で、7月には、派遣の可能性がある県から地域保健担当職員が来県し、滞在場所、具体的な業務内容等について調査を行っていただき、また、実際に被災地に足を運んでもらい、必要に応じて事務所との間で意見交換を行った。

■配置先について、派遣元から既に支援が行われている市町の所管事務所とするなど、派遣元の御要望に添うようにするとともに、土地勘がない中で力を発揮していただけるよう、居住環境等には可能な限り配慮するようにした。

■結果として、8月から派遣が開始され、保健師については5都県から各1人（2～6か月交代により

延べ10人)に入っていた。

■心理職については、子育て支援課が厚生労働省の担当課あて要請し、4都道県から各1人(6～8か月)の派遣が行われた。

	派遣元(各1人)	配置先(東部児相を除き各1人)
保健師(計5)	山形(延2), 東京, 愛知(延2), 徳島(延4), 熊本	保福事務所(仙台, 岩沼, 東部, 気仙沼), 子供総合センター
心理職(計4)	北海道, 埼玉, 東京, 神奈川	児童相談所(中央, 東部2, 気仙沼),

② 短期派遣

■新潟県から東部保健福祉事務所に保健師1名が派遣(4か月間)されるとともに、保健活動支援のため、山形県から事務職2名が東部保健福祉事務所及び気仙沼保健福祉事務所に派遣された。

■公衆衛生医師について、東部保健福祉事務所に対しては発生直後から東京都ほかからほぼ継続的に、また、気仙沼保福に対しては、3～5月に高知県ほかから派遣が行われた。

地方機関

【仙南保健福祉事務所】

■災害対策本部大河原地方支部等からの要請に基づき、職員を派遣した。

《大河原地方支部》

- ・検視受付業務 3月12日～6月17日 延べ320名派遣
- ・物資受付業務(山元町) 3月19日～21日 1名派遣
- 3月26日～4月3日 2名派遣
- 4月4日～10日 1名派遣 延べ30名派遣

《人事課》

- ・窓口対応業務(山元町) 4月9日～5月30日 6名派遣
- ・窓口対応業務(石巻市) 6月11日～8月31日 6名派遣

《保健福祉総務課・震災援護室》

- ・仮設住宅関係業務 6月16日～2月29日 15名派遣

《仙南・仙塩広域水道事務所》

- ・水質検査業務 3月16日～31日 1名派遣【環境衛生部】

■保健活動の支援を行うため、職員を派遣した。

- ・管内避難所支援 3月16日～22日 延べ7名派遣(大河原町)
- 3月17日～4月12日 延べ23名派遣(丸森町)
- 3月25日～4月5日 延べ7名派遣(角田市)
- ・二次避難所調査 4月26日～28日 延べ5名派遣(白石市, 角田市, 柴田町, 川崎町)
- 5月6日～8月10日 延べ20名派遣(川崎町)
- 5月10日～7月12日 延べ25名派遣(蔵王町)
- ・他管内(保健師対応分) 4月2日～30日 延べ23名派遣(東部保健福祉事務所)
- 6月1日～24日 延べ15名派遣(仙台保健福祉事務所岩沼支所)
- 9月29日～10月31日 延べ8名派遣(石巻市)
- ・他管内(管理栄養士対応分) 4月4日～8月5日 延べ34名派遣(仙台保健福祉事務所岩沼支所)

■他部署からの受入職員

- ・交通遮断による受入職員 3月14日～4月11日 延べ110名受入

■兼務発令

4月4日～6月30日	廃棄物対策課	1名
5月1日～6月30日	東部保健福祉事務所	1名
1月10日～3月31日	震災援護室	1名

【仙台保健福祉事務所】

■被災市町や災害ボランティアセンター等へ当所職員を派遣した。

(1) 被災市町

- ・石巻市 6月2日から8月31日まで（うち、36日間） 延べ36人
- ・塩竈市 4月9日から5月20日まで（うち、29日間） 延べ29人
- ・山元町 4月27日から4月30日まで（ 4日間） 延べ4人

(2) 亘理町 災害ボランティアセンター

4月29日から5月5日まで（ 7日間） 延べ7人

(3) 東部保健福祉事務所

4月2日から4月30日まで（ 29日間） 延べ72人

(4) 応急仮設住宅契約審査業務

6月14日から9月9日まで（うち、22日間） 延べ31人

■地方公共団体、大学、病院から医師や保健師等を当所で受け入れた。

詳細は別紙参照。

【仙台保健福祉事務所 岩沼支所】

1. 県内外派遣保健師等チーム

■震災直後に市町を回り収集した情報を県医療整備課看護班に伝え、早い時期から保健師等看護職の派遣要請を行った。

■市町は被災者の救護活動で混乱している状況だったため、派遣に係る県庁からの連絡窓口は岩沼支所とし、市町における受け入れの調整も行った。

< 派遣団体：10団体、延べ195チーム >

■県保健福祉事務所からの保健師の派遣については、塩釜本所で調整した。

■山形県より平成23年8月1日から平成24年3月31日まで短期派遣及び自治法派遣による保健師1名を受け入れ、市町支援活動に従事してもらった。

2. こころのケアチームについて

■国や県から派遣されるこころのケアチームについては、岩沼支所を拠点として活動した。

■岩沼支所内の保健師が広域での利用啓発、活動の場の調整を行い、市町担当保健師が市町における利用啓発、活動の場と内容の調整、随行を行った。

< 派遣団体：5団体、延べ22チーム 活動日数延べ124日 >

■その他、国・県を通さず独自で活動を希望する団体に対する派遣調整も行った。

■その他、県内外から各種団体による支援申し出があり、その都度受け入れの調整を行った。

【仙台保健福祉事務所 黒川支所】

1. 職員派遣関係

■当所管内は死者、行方不明者がなく比較的被害が少なかったため、次のとおり被害が甚大であった沿岸部被災地等への支援、を重点的に実施した。

① 保健師の派遣

■3月20日～3月27日、仙台保健福祉事務所（本所）に保健師を派遣し、本所管内の市町の被災者支援活動の把握やこころのケアチーム派遣支援などを行った。

■4月1日～4月5日、4月18日～4月21日、保健福祉総務課の要請により、南三陸町に保健師を派遣

し、被災者の健康管理、感染症対策、町の保健活動の支援などを行った。

■5月18日～6月22日、仙台保健福祉事務所（本所）に保健師を派遣し、本所管内（七ヶ浜町）における仮設住宅入居者に対する健康調査などを行った。

② 薬剤師の派遣

■3月20日～4月8日、薬務課の要請により薬剤師を公務研修所に派遣し、支援物資のうち医薬品・衛生用品等の管理業務を行った。

【職員派遣の状況】

派遣先	派遣職種	派遣期間・日数・延べ人員
①仙台保健福祉事務所（本所）	保健師	3.20～3.27 5日 5人
①南三陸町	保健師	4.1～4.5, 4.17～4.21 10日 2人
②七ヶ浜町	保健師	5.18～6.22 10日 10人
③公務研修所	薬剤師	3.20～4.8 14日 14人

【北部保健福祉事務所】

1. 対人保健活動チームによる管内市町支援 H23.3.12～H23.10.31

■管内市町支援に保健師・事務職の2人体制（5市町×2人）で訪問し、避難所等の状況及び市町の支援ニーズの把握を行うとともに、当所が把握している情報の提供や助言等の支援を、「宮城県災害保健活動マニュアル」に基づき行った。また、各市町保健師に、発災後のフェーズに応じた保健活動の指針となる『宮城県災害時県保健活動マニュアル』を説明・提供した。

■保健師で地区担当を決め、継続的な訪問を行った。

■訪問は電話が不通の間は毎日実施。電話による確認が可能となつてからは、電話・電子メールによる確認に切り替え、用件に応じて訪問した。

■管内の状況及び保健師活動を日誌に記録した。

■要支援者（感染症、難病、未熟児、精神障害、聴覚障害者、女性相談部門）の安否確認を行い、必要な人の医療確保にあたった。

■災害時PTSD（おとな、子ども）に対応する全県の相談体制の調整を、県庁や北部児童相談所と実施した。また、相談体制を市町へ通知し、利用の促進を図った。

■管内全避難所における感染症サーベイランスを開始した（3/18～10/31）。

■医療機関対応チームへの協力活動として、人工透析患者の受入れ医療機関確保のため、DMATや管内病院、市町等との連絡調整を行い、燃料や薬剤等の確保を図るとともに、医療機関や市町への情報提供を行った。また、精神科、産科、小児科など一般病院では代替が困難な診療科を有する医療機関の診療再開状況を情報収集し、市町へ情報提供した。

■施設対応チームへの協力活動として、社会福祉施設・事業所の被害状況確認のほか、管内高齢者施設における受入れの可否について調査し報告した。

■発災後1か月以降は、チームとしての活動から各班業務での対応へ切り替えが始まった。

■震災直後から、既存の班体制にとらわれることなく、所内体制のチーム編成により活動したことで、情報の共有・活動計画・支援内容の統一化を図ることができた。

■それぞれのチーム内での役割が明確化され、班を超えた対応ができたのは評価できた。（普段の所内の職員間連携が良かったこと、所内の指示が良かった。）

■対人保健活動チームのチームリーダーとサブリーダーを設ける事で指示系統が明確になった。また、常に所内に全体の動きを把握している人がいたため、活動しやすかった。

■医療依存度の高い緊急を要する要援護者の対応情報を市町巡回時に提供でき、タイムリーに市町が対応することが出来た。

■対人保健活動チームの情報整理担当を決めたことで、活動の記録をこまやかに残すことが出来た。

■大まかに担当地区を決めたことで、継続的に市町（支所）の状況を判断していくことができた。市町の状況が経過を追って把握でき、タイムリーな支援につなげられた。同じ職員が顔を見せることで、避難所

の方々も安心して相談をしてくれるようになり、市町保健師との関係が強化され、その後の活動がスムーズに行くようになった。

■県で作成した『災害時保健活動マニュアル』が役に立った。(災害時活動の方向性、参考資料集、配布資料などが網羅されていたため)市町保健師に対しても巡回時に説明し電子媒体で提供することができた。

■管内市町の活動支援(状況確認・情報収集・情報提供等)の際、2名体制で派遣された事で、一人では判断できない案件への対応ができ良かった(事務+保健師、保健師+保健師 いずれの組み合わせであっても2名体制で活動出来たことが良かった)。

2. 沿岸部保健福祉事務所への保健師等派遣 H23.3~H23.6

■3月20日~4月9日、保健福祉総務課からの要請により、気仙沼保健福祉事務所に保健師を派遣し、南三陸町を中心に保健活動の支援を行った。

■3月28日~4月30日、保健福祉総務課からの要請により、東部保健福祉事務所に保健師と事務職員等を2人体制で派遣し、東部管内市町において保健活動や記録整理、連絡調整等の業務支援を行った。石巻市雄勝、牡鹿、北上地区での保健活動では、市本庁からの適切な指示や医療機関の情報もない状況にあった。市内の医療機関情報について提供した。県災害時保健活動マニュアルを説明、各種資料を含め電子媒体で提供した。⇒管轄保健所の役割(合併市町への対応)に関して明確にする必要がある。

■6月1日~6月24日、保健福祉総務課からの要請により、仙台保健福祉事務所に保健師を派遣し、亶理町における浸水地域の家庭訪問健康調査及び仮設住宅健康調査の支援を行った。

3. 沿岸部市町への保健師派遣 H23.9~H23.10

■9月15日~9月28日、市からの要請→保健福祉総務課→医療整備課の調整により保健師を派遣し、気仙沼市における仮設住宅健康調査の支援を行った。

■10月11日~10月28日、市からの要請→保健福祉総務課→医療整備課の調整により保健師を派遣し、石巻市における仮設住宅健康調査の支援、3歳児健診を行った。

【北部保健福祉事務所栗原地域事務所】

1. 職員派遣関係

■当所管内は比較的被害が少なかったため、次のとおり被害が甚大であった沿岸部被災地への支援を重点的に実施した。

① 保健師の派遣

■3月13日~3月14日、東部保健福祉事務所登米地域事務所の要請により、避難所となっている登米市横山小学校に保健師1人を派遣し、救護班としての支援を行った。

■3月20日から気仙沼保健福祉事務所管内(主に南三陸町)及び東部保健福祉事務所管内(女川町及び石巻市)に保健師を派遣し、被災者の健康管理、感染症対策、市町の保健活動の支援などを行った。気仙沼保健福祉事務所支援については、同様に支援を行った東部保健福祉事務所登米地域事務所と連携し、調整を図りながら支援を行ったものである。

② 管理栄養士の派遣

■東部保健福祉事務所管内に管理栄養士を派遣し、避難所における栄養状況調査など栄養関係の活動支援を行った。

③ 事務職員等の派遣

■災害対策本部栗原地域部の要請により南三陸町に職員を派遣し、避難所支援を行った。

■人事課要請による被災地市町支援として石巻市に職員を派遣し、り災証明書発行、仮設住宅入居申請受付、窓口における相談対応等の支援を行った。

■保健福祉総務課の要請により、連休中の災害ボランティア受入対応のため、東松島市ボランティアセンターに職員を派遣し、ボランティア活動の調整を行った。

【職員派遣の状況】

派遣先	派遣職種	派遣期間・日数・延べ人員
① 東部保健福祉事務所登米地域事務所	保健師	3.13～14・2日・2人
② 東部保健福祉事務所	保健師	3.28～10.28・8日・9人
③ 同	管理栄養士	4.5～7.14・12日・13人
④ 気仙沼保健福祉事務所	保健師	3.20～9.27・75日・95人
⑤ 南三陸町	事務職	3.21～4.1・6日・6人
⑥ 石巻市（北上総合支所・市本庁舎）	事務職ほか	4.4～9.2・78日・85人
⑦ 東松島市（ボランティアセンター）	事務職	5.2～8・7日・8人

2. 受入関係

■ 静岡市災害支援チーム（保健師3人，その他6人）の活動拠点として当所会議室を提供し，同チーム活動の後方支援を行った。

なお，同チームは3月16日～3月21日に気仙沼市への支援活動を行っている。

【東部保健福祉事務所】

1. 職員派遣について（保健活動支援）

■ 震災直後は，「災害時における保健活動マニュアル」により保健師及び事務職等を3日交代でコーディネーターとして各市町に派遣し支援を行った。

■ 4月からは，市町の状況に合わせて，基本的には市町の自立性に配慮しながら，その時点での意向を確認し“寄り添う”形で支援し，5月からは石巻市や女川町には兼務職員派遣による2か月の集中的な支援，女川町には7月以降も週2日程度の継続的な派遣，東松島市には，乳幼児健診などスポット的な業務支援を行うなど，市町の体制に応じた様々な態様で支援を行った。

2. 職員受入について

■ 県外からの派遣職員として，震災後4月から現在にかけて保健師，事務職をはじめ，公衆衛生医師，管理栄養士，リハビリテーション専門職，薬剤師など様々な職種の職員派遣があり，公衆衛生活動の幅が広がった。（大分県6名，石川県1名，山形県18名，新潟県3名，東京都46名）

■ 派遣職員は主に感染症対策，心のケア，保健・医療・福祉に関する資料作成などを担当した。

■ 当所においては，ある程度震災直後の混乱が落ち着いてきた時期以降は，派遣受入にあたって事前に派遣元に業務内容を明示し，受け入れの円滑化を図った。

【東部保健福祉事務所登米地域事務所】

■ 登米市保健活動への支援及び県との調整等を行うため，発災日から保健師及び事務職員各1名を登米市市民生活部に派遣した。コーディネーター保健師は，登米市保健活動の調整役となっていた健康推進課のリーダー保健師に協力し，各支所や庁内各課から集まる様々な情報をまとめ，必要な対応を行うとともに，保健所に情報提供を行い市と連携した対応を心掛けた。

《保健活動支援（3/28～5/31）》

■ 気仙沼保健福祉事務所及び南三陸町の保健活動を支援するため南三陸町に保健師及び事務職員を派遣し，南三陸町の保健活動の調整，避難所運営指導及び避難者の健康管理等を行った。

《気仙沼保健福祉事務所への栄養活動支援（4月の直接支援，栄養士1名兼務発令）（4/2～10/31）》

■ 気仙沼保健所の応援保健所として，4月に南三陸町へ管理栄養士2名を派遣し避難所における食事状況・栄養関連ニーズアセスメントの実施や他県派遣栄養士の調整等の支援活動を行った。（15日延べ29人）

■ 当所管理栄養士1名が，平成23年5月1日から10月31日まで気仙沼保健福祉事務所兼務となり，同所に勤務し栄養活動を実施した。

《業務支援派遣》

■気仙沼保健福祉事務所所管の生活保護受給者のうち、津波被害により避難所生活を送ることとなった方々の安否確認及び生活保護費の支給事務を支援するため、職員1名を派遣した。

《市町派遣》

■人事課及び東部地方振興事務所登米地域事務所からの人的支援要請に基づき、4月10日から9月5日までの間、延べ110人の職員を、石巻市及び塩竈市に派遣して被災者からの電話相談受付や支援物資搬送等の業務を支援した。

■県と県社会福祉協議会との協定に基づき、職員1名が、東松島市ボランティアセンターの運営支援を行った。(4/29～5/2)

《他県からの保健師派遣要請》

■南三陸町等からの避難者が多く、健康管理を行う専門職の不足が生じるため、3月12日に登米市から保健師チームの派遣要請を受け、県庁医療整備課を通して要請した。しかし、今回は被災地域が広い上に被害が甚大なため他地域からの専門職の派遣は沿岸部を中心に行われ、登米市への派遣は行われなかった。

【気仙沼保健福祉事務所】

1. 職員の派遣

■当所職員で保健活動支援チームを編成し、先遣隊調査後の3月18日から南三陸町に派遣を開始した。

■初動から4月末までの緊急対応期は、特に、南三陸町において、町役場が壊滅し職員の多くが被災して混乱の渦中にあつたため、同町でのコーディネート保健師を派遣。派遣にあたってはローテーションを組んで泊まりがけの対応を行った。

■5月から6月末までの避難所対策期は、兼務発令の保健師1名(班長クラス)が増員されたので、南三陸町常駐で活動。主な役割として、当該町の保健師の相談役として町内部の円滑な調整を担ってもらった。

■7月以降の仮設住宅移行期では、人事異動に伴って保健活動体制を見直しし、総括保健師(管理職)を配置するとともに、管内市町の担当(班長クラス)を明確化し、南三陸町の常駐制を日替わり常駐制に変更した。

■南三陸町支援の当所保健師は、3月18日から10月7日までで延べ222人/日だった。(兼務発令の常駐保健師分を含む)

2. 保健師等派遣の受入

■気仙沼市支援の県外保健師等延べ5,688人/日(北海道、静岡市、富山県、奈良県、尼崎市、広島県、兵庫県、東京都、徳島県、新潟県、佐賀県、萩市から派遣)には、3月16日から10月14日まで、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等の活動を行ってもらった。

■南三陸町支援の県外保健師等延べ4,785人/日(香川県、高知県、高知市、松山市、熊本県、熊本市、兵庫県から派遣)には、3月18日から9月29日まで、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等の活動を行ってもらった。

■また、本県保健師延べ217人/日が、3月20日から6月24日まで、当所保健師及び県外派遣保健師とともに支援活動を行った。

■12月1日から3月末までの4か月間、熊本県から派遣された保健師(常駐1名。2か月間で交代)が気仙沼保健福祉事務所支援の活動を行った。

3. 公衆衛生医師派遣の受入

■気仙沼市支援の県外公衆衛生医師延べ31人/日(北海道5名、徳島県4名派遣)には、5月2日から6月1日まで、避難所における保健師支援活動等の現地司令塔の補佐役等を担ってもらった。

■南三陸町支援の県外公衆衛生医師延べ66人/日(高知県8名、高知市2名、香川県4名派遣)には、3月20日から5月25日まで、避難所における保健師支援活動等の現地司令塔の役割等を担ってもらった。

【中央児童相談所】

1. 当所職員の派遣

(1) 県機関(児童相談所等への派遣)

① 児童相談所への支援

■大規模に被災した東部児童相談所及び東部児童相談所気仙沼支所に対して、比較的被害の少なかった中央児童相談所、北部児童相談所協議の上、被災児童の把握等の支援を行うこととなり、4月5日～4月7日の期間、当所から児童福祉司2名、福祉総合職1名、延べ9人の職員を派遣した。

② 福祉事務所への支援

■被災した東部保健福祉事務所に対して、当部保健福祉総務課調整に基づき、被災した住民の被災状況や健康状況等の把握、事務執行支援のため、4月2日～4月19日の期間、保健師1名、保育士1名、福祉総合職1名、事務職2名、延べ21人の職員を派遣した。

(2) 市町村への派遣

■被災した市町村の行政機能支援のため、人事課、保健福祉総務課の調整に基づき、石巻市ほか2自治体に、4月9日～5月27日の期間、児童心理司4名、看護師1名、保育士2名、延べ30名の職員を派遣した。

2. 他自治体職員の受入

(1) 被災から3月経過までの期間

■震災後の子どもの被災状況を早急に把握する必要があることから、当所職員に加えて他自治体の職員派遣の支援を受け、管内各地に設けられたすべての避難所の訪問を開始した。

■派遣職員については、本庁子育て支援課、厚生労働省の調整により、以下の通りの支援を受けた。

①道府県 1道1府1県

北海道	5月23日～5月27日	児童福祉司1名 判定員 1名	延べ10名
京都府	4月25日～4月29日	児童福祉司1名 児童心理司1名	延べ10名
三重県	4月18日～4月22日	児童心理司1名 児童福祉司1名	延べ10名 (小計6名 延べ30名)

②市 5市

浜松市	4月5日～4月11日	事務職 1名 児童心理司1名	延べ14名
埼玉市	4月5日～4月11日	児童福祉司1名 児童心理司1名	延べ14名
神戸市	4月14日～4月20日	児童福祉司1名 児童心理司1名	延べ14名
熊本市	4月18日～4月22日	児童福祉司1名 児童心理司1名	
	5月9日～5月13日	児童福祉司1名 児童心理司1名	
	5月16日～5月20日	児童福祉司1名 児童心理司1名	延べ30名
千葉市	4月25日～4月29日	児童福祉司1名 保育士 1名	
	5月2日～5月6日	児童福祉司1名 保育士 1名	延べ20名
			(小計16名 延べ92名)

合計 1道1府1県5市 児童福祉司等22名 延べ122名の派遣職員の支援を受けた。

(2) 被災後3月経過以降

■ 7月1日から翌年3月31日まで、東京都から児童心理司1名の自治法派遣を受け、当所職員の身分を併せ持ち、主として被災児童等のこころのケア事業に対応している。

【北部児童相談所】

■ 県の災害対策派遣職員として、管内の大崎市災害対策本部に対し、3月12日から3月23日までの10日間に延べ10人の職員を派遣した。

■ 3月24日から4月7日までの4日間に延べ15人の職員を東部児童相談所、同気仙沼支所に派遣し、避難所巡回による震災孤児調査や親族里親調査を行った。

■ 人事課からの要請を受け、4月6日から8月31日までの48日間に延べ48人の職員を石巻市、塩竈市、亘理町、山元町に派遣し、支援物資の整理や罹災証明書の交付に関する業務等災害対応への人的支援を行った。

【東部児童相談所】

■ 東部児童相談所は、地震による建物被害に加え、津波によって1階部分が浸水し、児童の診察や判定を行う用具や公用車もすべて使用不能となった。建物被害も大きく、立ち入り不可となったため、情報収集の基礎資料となる児童記録等の持ち出しもできず、活動は困難を極めた。

■ 3月17日、仮事務所を子ども総合センター内に設置し、施設や里親委託等の措置児童及び保護者の安否確認と、震災孤児の把握を行うために避難所巡回を開始した。沿岸部の被害は甚大でマンパワーも現地を回る公用車も不足の状態。厚生労働省による自治体等の派遣職員（児童福祉司・児童心理司等）による支援は4月5日から開始された。

◎1週間単位の派遣職員の受け入れ

■ 自治体から児童相談所等に所属する児童福祉司、児童心理司、保育士等の派遣を得て避難所や学校等の巡回調査を実施し、震災孤児及び要保護児童等の把握に努め、児童に関する相談先の周知や子どもの心のケアに関するパンフレット等を配布した。

■ また、保育を再開した保育所等を訪問し、保育所の状況の把握と被災児童の心のケアについて保育士等と情報交換や助言指導を行った。

■ 厚生労働省による自治体派遣等の派遣職員による支援協力は4月5日から9月9日の約5か月に亘り、20都道府県7市2国立施設、実29、延べ42自治体等から98人の協力を得た。職種の内訳は児童福祉司40人、児童心理司52人、保育士1人、その他5人（事務・運転要員等）となっている。

■ 当所職員とチームを組み、延べ978か所の避難所等を巡回した。

◎自治法派遣職員との活動

■ 自治法派遣職員（児童心理司）が、8月より埼玉県から1名、9月中旬より神奈川県から1名、計2名着任し、被災児童の心のケア活動について支援を頂いた。保育所巡回活動の2巡目～4巡目までの実施と取りまとめ、心の健康サポート事業による健診場面での個別相談（女川町1歳半、東松島市1歳半・3歳児）、石巻市子ども安心なんでも相談会、震災孤児及び里親宅の家庭訪問や面接などを実施した。

■ 自治体派遣職員に震災対応の多くの業務について支援を頂くことで児童相談所としての通常業務（乳幼児精神発達精密健康診査や療育手帳の判定、要保護児童の面接など）の早期再開につながった。

■ 東部児童相談所気仙沼支所は津波の被害は免れたが、本庁及び本所との連絡方法が遮断され、また、気仙沼合同庁舎が被災し、災害対策本部が気仙沼支所の建物内に設置された。その後、派遣された医療チームと行動し、児童精神科医とともに「こども心の相談室」を開設した。

■ 支所に自治体派遣職員が入ったのは4月5日から5月20日まで、5都道府県2市2国立施設、実9延べ14自治体等から28人の協力を得た。職種の内訳は児童福祉司9人、児童心理司17人、その他2人となっている。支所職員と自治体派遣職員と8チーム編成し避難所や保育所等の巡回活動を行い、管内137ヶ所に対して震災孤児、要保護児童の把握相談先の広報を行った。

■ 4月18日から個別ケース児宅訪問を実施し、4月21日から学校再開に伴い震災孤児等について学校を

訪問し調査を行った。

■なお、自治法派遣職員（児童心理司）が、9月より北海道から支所に1名着任し、支援を頂いた。

◎関連マニュアル等（対応・活動の際に参考としたマニュアル・資料等）

- ・東日本大震災宮城県東部児童相談所の200日
- ・東日本大震災における児童相談所の初動並びに初期対応に関する検証報告書
- ・3児童相談所1支所で作成中の報告書

【精神保健福祉センター】

1. 派遣要請・調整

■大規模災害の発生の際には概ね3日以内に心のケアチームの立ち上げや関係機関への派遣要請を行うこととしていた。災害規模から当センターとしての立ち上げは行わず、13日に派遣要請を本庁障害福祉課から厚生労働省に行い、17日から派遣を受けた。

■当センターでは発災直後から情報通信の手段が絶たれ、現地の情報把握は困難となった。隣接する大崎保健所に出向き、障害福祉課から情報を得ると共に、13日から大崎、登米、栗原等県北の各保健所、避難所に出向き被災状況や二次避難情報の確認を開始し、さらに病院が被災し、転院調整も必要な気仙沼、石巻保健所管内に出向き病院、管内市町村の被災状況の確認を行い、障害福祉課や管轄の保健所、市町村等に情報提供した。

■3月17日から3月末まで、障害福祉課に医師、保健師、事務職の3名を派遣し、厚生労働省及び保健所・被災市町村との派遣調整を行うと共に派遣チームへのオリエンテーションを行った。

2. チームの派遣数・期間

■全体で19都道府県1市1団体12医療機関（国公立3・大学8・民間1）計実33チーム延べ41チームの派遣を受けた。（延べは時期を変えて複数の活動拠点に派遣されたチーム）

■派遣期間は平成23年3月17日～平成24年3月15日

（H23年3月17日から10月31日まで災害救助法適用、11月1日からH24年3月15日まで県予算で依頼）

3. 活動実績等

※詳細は別添の資料のとおり

- ① 派遣スタッフ数 医師、心理士、保健師、看護師、その他 計4,697人
- ② 支援者数 12,794人

（内訳）

区分	人数（人）	割合（％）
大人	11,804	92.3
子供	980	7.7
不明	10	0.1
合計	12,794	100.0

- ③ 主訴の概要 不眠や不安、イライラ、抑うつ割合が高かった。不眠は徐々に減少、月数が進むにつれ、抑うつ、アルコールが若干増加した。

4. 活動の内容

■発災後～4月初めにかけては、医療救護活動が中心であり、治療を要する者については、各地区とも地元医療機関に早期につながるよう支援した。また、4月以降は支援者の支援として啓発や個別相談への対応や被災住民への啓発活動も含めた幅広い活動を展開した。

■避難所から仮設住宅に移り始めた5月頃からは、地域精神保健活動の再構築も含めたコンサルテーション活動、6月からは医療機関の復旧に伴い、被災地域の保健所主催による地元医療機関や市町村等からなる連携会議に参加、地元で活動を引き継いだ。

5. 効果

■医療救護活動から、中長期にわたるマネジメント業務（地域精神保健活動の再構築）まで幅広い支援を受け被災市町村や各保健所の大きな支えとなり、今後の復興への足がかりとなった。

◎関連マニュアル等（対応・活動の際に参考としたマニュアル・資料等）

・「宮城県災害時こころのケア活動マニュアル」（平成23年3月 宮城県精神保健福祉センター）

【課題・懸案】～ここが大変だった，これを学んだ，今後の教訓～

本庁

【保健福祉総務課】

■管理監督者との連絡が不通の中，被災事務所の機能自体が麻痺し，また，本庁との通信手段の確保が困難な状況下で，必要な支援態勢・規模の確定に時間を要した。

■被災地以外の地方機関においても，内陸部への避難者の支援，県南部への原発関係避難者への対応など新たな人的需要が生じており，派遣要員の確保が困難であった。

■職員を固定した形での派遣を求める声も強かったが，職員の心身への負担，家庭の事情，派遣元の業務に与える影響等を考慮し，また，職種の上で女性職員が多いことも踏まえれば容易ではなかった。

■所属が異なる職員によるチーム編成のため，現地への交通手段の確保，公用車の手配の有無等に係る連絡調整が複雑であり，特に，初期段階では，すべて当課を経由し時間を要したほか，食料，宿泊場所の確保等についても不確実な中で派遣がなされた。

■要員不足と職員の疲弊から，受け入れ側所属において，派遣された職員に対する詳細な指示出しが難しくなっており，派遣元所属からさまざまな意見が当課に寄せられた。

地方機関

【仙南保健福祉事務所】

1. 職員の人選について

■派遣先によっては，極度に精神的な負担を強いる業務もあり，少ない人員から派遣命令するのは，非常に大変であった。

■複数回派遣された職員もおり，職員間に偏りがでてしまった。

2. 職員の派遣期間の長期化について

■業務量が把握できず派遣期間が延長になる場合もあり，原所の業務運営に支障が生じてしまう状況があった。

■一定時期を過ぎると，通常業務の優先度合い等支援活動に対する温度差が出てくるので調整に苦慮した。

3. 職員の派遣先業務について

■仙南保健福祉事務所からの派遣者は，不案内な東部管内の避難所等中心の保健活動を行い，また，当時の交通事情等により遠距離のため宿泊せざるを得なかった。結果的に体調が悪くなった職員はいなかったが，当所から東部管内への派遣は，体力的にきつかった。

■派遣職員も保健活動のリーダー的役割を期待されたことから，若い職員は期待とのギャップが生じることもあった。

4. 受入職員の業務分担について

■本庁等に出勤できない職員を受け入れたが，受入期間が不確定なため，短期・臨時的業務をお願いした。明日来るかどうかもわからない職員なので対応が難しかった。

【仙台保健福祉事務所】

1. 課題等について

- 地震発生後の業務が錯綜する中、派遣要員の調整に時間がかかった。
- 短期間の派遣が多かったため、円滑な引き継ぎが必要である。
- 他県から複数のチームが来た場合、被災市町も多く、チームも多いためマッチングまで時間がかかった。

【仙台保健福祉事務所 岩沼支所】

- こころのケアチームについては、活動の場や内容の調整を岩沼支所が中心となって行ったため、岩沼支所内で広域調整する保健師も、市町担当保健師も負担が大きかった。
- 他県保健師チームについては、避難所での活動が中心であったが、避難所から仮設住宅への移行が始まると、一つの市町内だけでは活動の調整が難しく、各市町の状況を踏まえた広域での調整が必要となり大変であった。

【仙台保健福祉事務所 黒川支所】

1 保健師派遣について

- 沿岸部被災地への支援を開始した当初は、混乱の中で保健活動の指揮系統が十分に機能していなかったこともあり、感染症対策活動が中心となり、期待された保健活動が行えない状況もあった。
- 支援を継続する中で、支援を受ける事務所、支援を行う事務所間で協議する場をもうけ、指揮系統、役割分担等について調整を図って実施するようにしたところ、円滑な活動ができるようになった。

【北部保健福祉事務所】

1. 対人保健活動について

- 保健活動チームは外出することが多かったことに加え、他のチームの用件（医療機関・施設の被災状況確認依頼、市町や民間施設への情報提供など）が追加されたため、業務量が膨らんだ。
- 活動の計画作成・展開については、数日後から工夫ができたが、初日から行えると良かった。
- ライフラインが中断している間、市町は情報収集に苦慮していた。当事務所には県庁各課から情報が入ってきたが、各班にそれぞれ分散していた。保健活動チームは情報の再整理をし、市町へ情報提供したが、この作業は困難であった。
- 各市町の被災状況を把握する際、市町のどの部署に確認すべき情報なのか迷いながら聞き取りをした。その内容も職員により差があった。
- 初めて会う市町保健師も多く、関係作りは難しい。日ごろから顔の見える関係作りの工夫が必要。
- 管内市町支援について、今回は市町が対応できる範囲の被害状況であったが、被害が甚大な場合の管内市町へのコーディネーター派遣のあり方なども検討しておく必要がある。
- 自分たちの活動を振り返る上でも、活動場面の写真などは出来るだけ残しておいた方が良い。
- 震災発生直後何をすべきなのか、すぐにイメージできなかった。（事務所の災害対応マニュアルが各班に配布されていたが、事前の全体研修等がなく有効活用することが出来なかった。平常時から災害対応マニュアル等の内容を見て、自らの役割を認識しておく必要があった。）
- 所内に4チームが結成され活動していたが、他チームの活動状況に関する情報の共有が十分でなかった。

2. 沿岸部派遣での保健活動について

- 派遣要請は様々な課所から行われた。派遣要請を総括する部署を定める必要性を感じた。
- 先遣隊として派遣される人は、その場で指示・判断出来る人が望ましい。また、各業務（感染症、介護保険、精神保健、リハ職、栄養士、生活保護など）に精通している人材の派遣も有意義であると感じた。
- 複数名での派遣については、ベテランと新人・県保健所と市町村のような組み合わせが望ましく、様々な依頼や臨機応変な対応を迫られる時に幅広く対応する事ができる。

- 訪問する世帯の事前情報が少なかった。
- 訪問を行っても不在が多かったため、夜間や休日の訪問などの工夫も必要だと感じた。
- 被災市町によっては、「訪問すること」自体が目的となり、同一世帯に、福祉系の機関や民間の機関も訪問する等、重複があり、データの集約がなされていなかった。
- 保健所業務であれば、4泊5日交替の支援でも常に実施していることなので継続は可能である。しかし、市町に4泊5日の交替で入る体制は、復旧状況が変化する中で引継ぎはするものの、やはり途切れてしまうところがあり、効率が悪い。
- 災害発生直後～3か月時点とフェーズが変わっても、安否確認を兼ねた「健康調査」が主たる派遣業務内容であった。「住民基本台帳」のデータ収集割合も多かった。安否確認は重要だが、保健師に限定する必要はない。「初動期に」、「多くの職種」で「大規模に」調査することが本来の目的に沿っていると思われる。
- 上記の背景として、被災市町は、調査結果などのデータ処理もできないほど忙殺されていたため、調査業務全体の管理に混乱が生じていたと思われる。本来はフェーズの変化に伴い健康管理業務は拡大・増加するはずだが、調査結果の分析による全体像の把握及びニーズ把握が停滞したため、住民へのサービス提供の不足・遅滞が危ぶまれた。
- 県保健師は健康調査員として派遣要請されることが圧倒的で、他県への派遣の場合と業務は同じであった。むしろ、派遣期間が2～3日と短期で、本来業務の一部しか行えていなかった感がある。他県職員の方が長期に従事していた。県は、当事者として、市町が実施困難な業務にもっと関与するべきではないか。
- 被災地域は衛生環境が劣悪で、水の確保、下水処理、トイレの管理業務が重要だった。衛生管理については、公衆衛生業務として保健所長や環境生活部の参画により、DMA Tや医療関係者、環境衛生業者の協力を得ることが可能となる。
- 保健師には「調査・出張する人」「相談業務」としてのオーダーが多かったが、健康危機管理においては、調査後のデータ分析、個別の健康管理や支援計画作成、通常業務の再開、新規業務の計画作成・実施などが必要でかつ重要である。
- 要支援ケースなどの申し送りはするものの訪問結果を集約し、今後支援を実施していく市町村の負担を感じた。訪問するだけでなく地区としての結果をまとめたりアセスメントする役割が必要だったのではないかな。
- 派遣された職員の身体的負担、家庭の負担、精神的負担への配慮が必要。
- 被災家族を総合的な視点で見ることを求められたが、県保健福祉事務所の普段の活動が業務分担制であることもあり、自信をもって従事できない場面もあった。

【北部保健福祉事務所栗原地域事務所】

1. 保健師派遣について

- 沿岸部被災地への支援を開始した当初は、県内外からの多数の医療支援チーム等が活動していた。災害対応の混乱の中で保健活動の指揮系統が十分に機能していなかったこともあり、医療支援チームが苦言を呈する場面があった。また、保健活動がうまく進まない状況もあった。
- 支援を継続する中で、支援を受ける事務所、支援を行う事務所間で協議する場を設け、指揮系統、役割分担等について調整を図って実施するようになったところ、円滑な活動ができるようになった。

2. 事務職等派遣による市町支援について

- 派遣開始当初は、避難所支援、り災証明書等発行、相談対応など市町支援は多忙を極めたが、対応が落ち着いてきた5月頃になると窓口対応も1日数件となる場所も出てきた。被災市町の需要を適宜確認し、真に支援が必要な場所に職員を派遣する等柔軟な対応が必要だったと思われる。

【東部保健福祉事務所】

1. 職員派遣について（保健活動支援）

- 当所保健師の市町窓口担当を明確にしたことで、市町にとって相談先が明確になり、随時相談できる体

制となったことや当所の動き及び県全体の動きが分かるようになったこと、震災当初からの経過を全体的に把握してもらえとの意見があった。

- ・市町支援は、複数の保健師と事務職等で担当し、同じ職員を市町に常駐する体制が望ましい。
- ・支援する保健師の一人は、経験年数の多い保健師で市町の総括保健師を支援（補佐）する役割を担う。
- ・できるだけ、被災地域のサービスや資源に詳しく、市町の総括保健師を知っているほうが望ましい。
- ・災害時の保健福祉事務所の支援体制について管内市町と相互理解しておくこと。
- ・保健福祉事務所の役割について大枠で決めておくが、被災の状況により市町村と協議しながら決めていくことが重要と思われる。
- ・平常時から、業務担当のほかに、地区担当制についても検討が必要。

2. 職員受入について

■大規模災害発生時の医療救護活動や公衆衛生活動に関しては、保健所長でなければ対応できないものと、公衆衛生医師であれば対応できるものがあり、それらを整理した上で、被災直後から保健所長のサポート役である公衆衛生医師の派遣を受け入れることができるような仕組みの検討が必要である。

■また、派遣職員からは短期間の派遣だと、管内の被害状況や住民の健康状況、関係機関や社会資源の状況などを把握するのが難しく、十分な支援業務を実施できない、などの課題も指摘されたが、当所では東京都、新潟県より中長期的な職員の派遣をいただき、被災地の状況を十分に把握した上で、それぞれの担当業務について責任を持って遂行していただき、より一層、震災対応業務を迅速かつ効果的に推進することができたと思われる。職員の派遣にあたっては、当然、派遣元の自治体の事情が優先されるべきであるが、可能な限り同じ職員が長期間派遣され、十分な支援業務を実施できるよう、関係機関と調整することが必要となってくると思われる。

【東部保健福祉事務所登米地域事務所】

1. 市町村支援について

■支援業務に関し県と被災市町との役割分担が良く図られず、相互の認識にずれが見られた。支援業務に関する県と被災市町との役割分担を明確にしておく必要がある。

■同一業務に人事課派遣と地方振興事務所派遣の職員が混在して従事していたため、職員間の意思疎通不足などから、派遣先では特定の職員だけに業務が集中する事例が見受けられた。全体を統制する職員を配置する必要がある。

■電話相談対応では苦情や要望も多かったが、被災市町では具体的な対応マニュアルがなく、また、疑義事項に対する十分な指示もなかったことなどから、一部の派遣職員に意欲の低下が見受けられた。被災市町との役割分担等を明確にする必要がある。

■派遣された職員には経験がなく、十分な対応が行えない職員も一部に見受けられた。平常時から派遣職員としての使命を認識したり、役割や能力を習得する機会を設ける必要がある。

2. 保健活動支援について

■支援活動の実施に当たり、当管内又は南三陸町等に入った他県の派遣チームは、活動拠点となる業務作業用のテントや数日間の活動を賄える食料を持参し、また、統一された服装等で活動を行っていた。他県の装備等と比較した場合に、当県は明らかに脆弱であった。

■服装については、当県の支援チームが活動を行っても、「宮城県職員」であることの明示が無いため、他県チームと比べ、曖昧な形で住民の方々に認識されていたように思われる。

■南三陸町での活動において、他県の支援チームは業務作業用のテントで支援業務に当たっていたが、当県職員は、役場仮庁舎での作業となり十分な作業ができない状況があった。

■気仙沼保健福祉事務所（南三陸町）へ支援に入った職員（他公所職員を含む）は、当初、宿泊場所も無いため役場仮庁舎に宿泊していたが、庁舎が手狭で職員の健康面等を考慮し、当所和室に宿泊の上、南三陸町に通勤し業務を行った。

■南三陸町では、発災後、各避難所の健康調査等保健分野における業務については、各県等の支援により混乱はあったものの実施されていたが、トイレや害虫等の衛生分野における取り組み方針が一貫しておら

ず、保健所がより積極的な関与を行い、町との連携により対応すべきと思われた。このため、現在、所に整備されている「保健活動マニュアル」の拡充等も含めた整備が必要である。

【気仙沼保健福祉事務所】

1. 職員のマンパワー不足について

■当保健福祉事務所のスタッフ自体他事務所に比べれば少ない中、一人何役も抱えながらの奮闘だったため、被災した管内市町を専属で担当する職員の確保が課題だった。必要最低限2名の保健師の派遣を要請したものの、派遣されたのは1名で、5月から2か月間の派遣だった。

2. 県外保健師等の活動調整について

■災害時における保健所（特に保健所長）の役割と権限が明確になっていなかったため、県外の支援チームとの調整が必ずしも円滑にできたとはいえなかった。

3. 交替時の引継ぎについて

■交代時の引継ぎには当所の職員も立会ったほか、必要に応じて場所の提供も行い、円滑かつ適切な引継ぎが行われるよう努めたが、その初期において、混乱に紛れて立ち会えないこともあったほか、そもそも詳細な情報共有には限界があった。

4. コーディネータの派遣について

■保健活動のコーディネータ役としては南三陸町に派遣し支援したが、人員が不足し気仙沼市へは派遣できなかった。（本庁へ要望したが、交通等の理由から支援されていない）

南三陸町については、3人が1人ずつ交代制で4泊5日の支援を行ったが、自分が担当でない数日間の内に状況は一変し、次の派遣の時に現状を把握するのに精一杯だった。その現場の状況を継続して把握し、そこで何が問題で何が必要となっているのか等の作業がタイムリーにできなかった。

一人あたりの派遣サイクルが3日というのは短すぎる。

町からは同一職員を長期に派遣してくれるよう要望があり、5月から6月までは兼務発令の保健師1人が常駐した。

【中央児童相談所】

1. 他自治体職員の受入について

①受入時期・期間

■震災後1ヶ月後からの派遣職員の受入であったが、あまりにも被災規模が大きく、この時期に至っても被災地の状況把握段階で、児童心理司等の専門性が必ずしも生かされた業務に対応できたとは言えない状況もあった。

■当初、1週間毎の交代のため、地理等の案内、関係自治体、施設等への案内で職員一人がほとんど専従で対応しなければならない状態であった。

■また、派遣された職員が当管内の状況を習熟した段階での交代となり、派遣期間中はその繰り返しが続き、継続した対応が難しかった。

■被災地の状況がニーズが把握に努めている段階と、ニーズが出てきた段階とでの派遣職員受入人数については調整の必要がある。

②受入規模について

■4人の支援あった際は、ある程度経験を有する職員が対応せざるを得なかった関係上、所内の他の業務推進に影響がでた。派遣された他の職員に対しては、地理案内、関係機関等のつなぎ等、最低限の対応があるので、受入人数にも無制限ではないと認識した。

2. 市町村への派遣について

■依頼先の従業務内容にかかわらず機械的に所属に派遣人数の要請があり、保育士、看護師、福祉総合職等の技術職が派遣先では事務的業務に従事するなどの状況になった。

■所の本来業務で、他自治体の派遣を受け入れる一方で、他の自治体に派遣するという事態が生じた。

【東部児童相談所】

1. 自治体派遣職員の派遣時期について

■震災孤児が早期に親族に引き取られてその把握が遅れたことと、4月以降は避難所での転出入が激しくなり把握が難しい状況が見られた。震災直後早期にマンパワーや機動力が確保できれば、早期に震災孤児等の把握や対応が進むと考えられる。

2. 派遣先の自治体への情報伝達について

■厚生労働省への情報提供が時期によって十分伝わらず、派遣時期に合わない装備を準備してきた状況も見られたので、刻々と変化する現地の状況や必要な備品などについて情報を伝達する仕組みが必要と思われた。

■自治体から派遣される職員の活動姿勢は真摯で、自ら即活動できるよう車両や食糧、必要な物品等を準備して臨んでおり、受け入れ先としては大きな学びとなった。

3. 自治体派遣職員に依頼する活動について

■被災後の現地の情報把握が難しく、活動は困難を極めた。危険な地域への訪問も有り、道路状況や冠水の有無、避難所の状況等活動する中で情報を確認してゆくこともあった。

■活動するにあたって必要な情報の確認先等について手探りでを行っているため、災害対策本部等の情報をタイムリーに確認する、必要な情報の確認先について周知する等が必要と思われた。

4. 自治体派遣職員の派遣期間について

■1週間で交代する状況ではその活動の継続性が難しかった。活動できる期間も短く、オリエンテーション等の準備も負担になった。リレーのように現地の状況や活動計画などについて派遣先に伝えていける仕組みが必要と思われた。

【精神保健福祉センター】

1. 情報収集について

■今回は保健所や市町村の行政機関が被災し、被災地域の医療機関や行政機関の情報把握は困難を極めた。

■心のケアチーム立ち上げや派遣調整では、被災情報のアセスメントが欠かせないが、当センターには防災無線等の緊急時連絡の設備がなく情報の把握は十分行えなかった。

■今後は、防災無線・防災FAX・衛星電話等通信体制の整備、公用車の複数配備等機動力の確保が必要である。

2. 心のケアチームの派遣調整での課題

■心のケアチーム派遣調整と身体科救護チームの派遣調整は本庁主管課がそれぞれ行った。心のケアチームと保健師派遣は、同一の県や機関からの派遣調整を心がけたが、多数のチームのため、現場との調整に苦慮した。また、市町村に直接入るチームもあり、県が全てのチームの活動を把握することは困難だった。

■チームの派遣に関しては、発災直後は医療救護活動が中心となり、被災者の心身全体を捉えた支援が望ましく、同一の県や機関からの継続的なチーム派遣により引き継ぎや受入がスムーズになり、長期的な視点に立って地元市町村、保健所、医療機関とともに精神保健課題を検討できた。このような大災害時のチームの派遣や受入調整については、被災地のニーズに合わせた派遣が行われるよう体制を整えておく必要がある。

3. 被災地からの情報発信

■他県や他機関の派遣チームから、災害活動の現状や課題について当センターからの情報発信が少ないとの指摘があった。

4. 長期的なこころのケアの取り組み

■被災した地域では、これまで培った地区組織活動の人材や社会資源に大きなダメージを受けた。地域が復興し地域生活を取り戻すためには、ヘルスプロモーションの視点に立った地域づくりを推進する支援が重要である。派遣チームの協力によって進められた地域保健のコンサルテーションを三次機関とし

て当センターが引き継ぎ、保健所、市町村の活動を後押しし続けていく役割がある。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

本庁

【保健福祉総務課】

- 当初は短期交代で派遣を行っていたが、被災市町の保健活動に対する助言及び長期活動計画の策定に対する支援に向けた安定的な体制を確保するため、5月1日付けで部内兼務発令を行い、東部、気仙沼の両事務所の保健師を増員するとともに、追って栄養士、理学療法士及び心理職の兼務を発令した。
- 人事異動があった7月以降も、人的需要に応じて断続的に異動、兼務発令等を行ってきている。
- 今後は、災害発生時には、被災地事務所からの支援要請を待つことなく、他所属職員の出張派遣についてより迅速な検討を行うとともに、本庁の判断として派遣を行いたい。
- また、被災地とそれ以外の地方機関との間で意識に温度差があったことも否めないことから、可能な限り通常業務を絞り、不要不急の事務を一時留保するなど、人員の集約に向けて、部全体としての方針を明確に示す必要があったものとする。

地方機関

【仙南保健福祉事務所】

1. 職員の人選

- 職員に支援の趣旨をよく説明し、業務内容と人のマッチングを考え派遣することが大切である。

2. 職員の派遣期間の長期化

- 職員の出入りが激しい短期派遣の状況の中では、派遣先、派遣元のどちらの組織も安定した業務をこなすことができないのみならず、組織の士気にも影響を与えかねない。業務量の増大が見込まれる部署については、早い段階から長期的な視点での人員増強が必要である。
- 災害時における業務継続計画を策定する等日ごろの備えが必要である。なお、業務の優先度合い区分等は全庁的な意思統一が必要である。

3. 職員の派遣先業務

- 受入先職員が現場対応、派遣職員がその後方支援に回る等業務分担に工夫が必要である。
- 現場のリーダーとして派遣するのであれば、当該地域事情に明るい職員を優先的に派遣する等広域的な人員調整が必要である。

4. 受入職員の業務分担

- 一旦引き受けた場合には、最低でも1週間程度の業務支援ができるよう受入所属長に権限を付与する等もう少し細かな取り決めが必要である。

5. 派遣の見通し

- 派遣日程が直前まで決まらないことがあり、所内調整や各職員個人の準備が十分できないケースがあった。緊急時のためやむを得ないことであるが、できるだけ早めに見通しを立てて早期の派遣命令、調整が必要である。

【仙台保健福祉事務所】

- 限られた人的資源を如何に有効に活用していくか、今後検討が必要である。
- また、災害時専門職種等派遣受け入れについても、被災市町との調整等を如何に円滑に進めていくか今後検討が必要である。

【仙台保健福祉事務所 岩沼支所】

■市町の負担を軽減するためにも、県内外からの各種派遣チームの調整は管轄保健所において行う事が望ましいが、調整を行うための人員が必要である。

【仙台保健福祉事務所 黒川支所】

■保健福祉総務課で平成23年2月に作成した災害時保健活動マニュアルの見直しについて検討されているが、今回の震災の対応を十分に検証し、より円滑な対応ができるような改訂が望まれる。

■震災対応において指揮系統がうまく機能しない状況が見られたので、被災地に強いリーダーシップを発揮できる人材を迅速に配置・派遣する等の配慮が必要と思われる。

■効果的、効率的な被災市町村支援（職員派遣）方法を検討しておく必要がある。

【北部保健福祉事務所】

■所内保健師業務連絡会などで、災害対応マニュアルの読み合わせを定期的に行い、平常時から準備をしておく。

■管内市町へのコーディネーター派遣のあり方なども検討しておく必要がある。

■情報管理担当者や記録担当者を定めておく。また、保健活動に必要な物品の管理者・責任者を決める。

■「災害対策本部、事務所の複数班に跨る情報」→「市町用に整理して発信する情報」への変換を、誰が、どうやって行うのかを定める。

■所内及び各チームの活動状況を共有できるように、班長会議以外にも情報共有手段（媒体）を確保する。

■災害時に必要と想定される保健指導に活用出来る媒体や記録用紙はあらかじめ作成し、かつ相当数を印刷しておく。

■市町村行事（健診等）への参加などで、市町村保健師との顔の見える関係作りを行う。

■業務担当だけでなく、市町村担当制も今後の保健活動には必要ではないか。

■災害時の対応を実際に訓練しておく。「対応マニュアル更新」だけでは不足。

■通常業務の優先順位を設定しなおし、「事業継続計画（BCP）」として再確認・修正する。

■どのように役割分担していくべきか通常時に検討しておく。普段から担当地区を決めておく。

■県外の災害支援時には、市町村と保健所の組み合わせでの支援を検討したほうが良い。

■時間や曜日などを考慮した仮設住宅訪問の検討が必要。

■長・中期の派遣が可能であれば、訪問だけでなく結果の集計・解析等の支援も行う。

■健康調査等、目的が同じなのであれば、他機関の訪問調査とのデータの集約も行う。

■他保健所職員が保健所業務の応援をし、現地保健所保健師が被災市町のコーディネーター役を継続的に担う体制が望ましい。地理、社会資源、市町職員の状況もわかるので、コーディネーターの役割が担える。

■保健福祉部門の被災市町や事務所への派遣は、総括管理する部署を県庁に設置することで、全体派遣状況を掌握する。

■『県災害時保健活動マニュアル』に基づき、フェーズに沿った業務を、依頼先の市町と共同して考え、アドバイスする役割を保健福祉事務所業務として位置づける。

■健康危機管理は、衛生管理の要素、福祉的要素もある。災害時保健活動＝保健師ではなく、保健所ならびに保健福祉事務所業務として、全職種で役割分担する。

■安否確認目的の訪問は、保健師に限定せず、「住民基本台帳の確認」の視点から、多様な職種で、一斉に実施する。

■他県保健師が1週間単位で派遣されているのと同様に県保健師も単日ではなく、継続的な派遣とする。継続することにより、課題等について関係者と調整しながら対応できるメリットがある。

■被災地域および仮設住宅の個別訪問健康調査に従事する場合、受入れ先に申し送りファイル（調査の手引き、注意点、道路情報等）を設置し、受入れ側担当者の負担を軽減する。

■現地での個別調査結果等のデータ入力や分析については、在仙大学やNPO等第三者団体と協定を積

極的に行い平時から準備をしておく。

■災害時、健康危機管理時の対応をテーマに人材を育成していく。

【北部保健福祉事務所栗原地域事務所】

■保健福祉総務課で平成23年2月に作成した災害時保健活動マニュアルの見直しについて検討されているが、今回の震災の対応を十分に検証し、より円滑な対応ができるような改訂が望まれる。

■震災対応において指揮系統がうまく機能しない状況が見られたので、被災地に強いリーダーシップを発揮できる人材を迅速に配置・派遣する等の配慮が必要と思われる。

■効果的、効率的な被災市町村支援（職員派遣）方法を検討しておく必要がある。

【東部保健福祉事務所】

1. 職員派遣について（保健活動支援）

■同じ保健師が支援することで統括保健師との関係性が強化され、補佐役としての役割を果たすことができたことから、今後の大規模災害発生時にも、同じ保健師が中長期的に市町に常駐し市町の保健活動を継続的に支援する体制等、県内外の被災地以外からの応援職員の派遣のあり方を含め、より効果的な市町村支援のための保健師活動の体制について検討しておく必要がある。

2. 職員受入について

■県内での体制として、今後の大規模災害時における、県内の被害の小さい地域の事務所から大きい地域の事務所への支援方法の検討が必要である。被災市町への支援だけではなく、被災事務所内の業務（通常業務および災害により増えた業務、保健活動の企画、情報収集・提供、関係機関との調整など）についても同様に支援が必要と考えられる。また、保健師、栄養士だけではなく、リハビリテーション専門職等の派遣も必要である。例えば、今回のような津波災害に対しては、内陸部の1保健所が沿岸部の1保健所を集中的に支援するなど、保健所毎にカウンターパート方式で担当保健所を決めておくことも、一つの有効な手段と考えられる。

■当所では職員の受入にあたって、事前に派遣元に業務内容を明示し、受け入れの円滑化を図ってきたが、災害直後の被災地の自治体にそのような余裕はないものと思われることから、災害直後における対応としては、DMATのように、災害時の派遣職員のチームを決めておくなどの方法も考える必要があるかもしれない。

【東部保健福祉事務所登米地域事務所】

■市町村派遣については、支援業務に関する県と市町村との役割分担を明確化すること、派遣職員の役割や対応能力の習得機会を設けることなど、大規模災害発生時における支援体制のルールを確立する必要がある。

■保健活動支援について、今後、県内又は他都道府県において災害支援活動を行うに当たり、以下のような装備を計画的に配備する必要がある。

〔配備を要する物資等〕

テント（活動拠点用）、発電設備、通信機器、非常用パソコン等の機器、職員の身分が分かるビブス等

■発災直後は、気仙沼保健所は混乱して公衆衛生上の指示が出せる状況ではなかったため、県の派遣保健師に管轄保健所としての判断を求められることがあった。高知県の保健所長が公衆衛生上のリーダーの役割を担っていた時期もあったが、長期的に関わる県の保健所同士で相互補完的に役割が果たせるような仕組みが必要である。

■管理栄養士の派遣は、今までほとんどなかったことから、体制が整備されていない。今回の経験をいかした県内及び他都道府県への派遣活動のあり方の検討が必要である。

【気仙沼保健福祉事務所】

1. 職員のマンパワー不足について

■兼務発令で2か月間派遣された保健師が南三陸町に常駐で支援に入ったことで、災害時保健活動や支援受入体制が整わず混乱していた当該町での調整・助言が、その期間円滑かつ迅速にできるようになった。

■大規模災害、特に、今回のような津波によって沿岸部が壊滅的状況の場合には、内陸保健所の応援体勢が迅速に行われる必要性を痛感したので、あらかじめ組織として意思決定された内容を災害時対応マニュアルにも盛り込んでおく。

2. 県外保健師の活動調整について

■今後、災害等非常時における保健師の役割を役割を予め明確にしておくとともに、それに応じた権限もスムーズに付与されるよう主管課において諸規定を整備しておき、災害等非常時にリーダーシップを発揮し迅速な対応ができるようにしていく。

3. 交替時の引継ぎについて

■第一義的には、当事者間での確かな引継ぎが行われるべきだが、引継ぎ時には集約された有用な情報が含まれることが多いことから、立会は欠かさないようにすべき。今後このような場合には、そのための体制整備やスケジュール管理をしっかりと行っていく。

4. コーディネータの派遣について

■原則として被災市町へは、地元の保健福祉事務所の保健師がコーディネータとして派遣されるように調整すべきであった。そのため事務所の活動に人員が不足する場合は、他事務所から業務支援のための職員を派遣してもらおう。同一のコーディネータが、定期的に休みをとりながら長期的支援をすることが望ましい。二人体制が望ましい。(補佐も含めて)

【中央児童相談所】

1. 被災地の状況、ニーズに基づく派遣受入

■福祉関係、特に担当の児童相談所の担当分野におけるニーズは、

- (1)被災状況、安全確認がなされるまでの時期
- (2)被災後の生活等について検討していく時期

とでは対応が異なる。

■(1)の段階では、職種にかかわらず、対応職員が必要であり、(2)の時期に至っては、心理職、保育士、福祉総合職等の専門職での対応が必要となってくる。

■従って、それぞれの時期に応じた人数・職種の支援が必要であり、その状況を把握・判断し、マネジメントする機能を、被災後、緊急に立ち上げる必要がある。

2. 派遣期間

■短期間の派遣では、地域を習熟、慣れ、これから対応業務を実施していこうという時点で交代となり、被災住民の不信を招く状況になる。最低限2週間程度の派遣期間が必要である。

3. 受入規模について

■被災した事務所の対応職員の関係もあるので、事務所(現場)の意向を確認しながら受入人数を調整した方が、より効果のある、現場である被災地の児童に添った支援が行える。

4. 県全体的視点と公所の実情に合わせた対応

■市町村への支援については、必要性を認めるので、県全体での視点、部での視点で、市町村の被災の復興状況を考慮し、ニーズに合わせた県職員の派遣を、人事課、部担当課で調整しなら各公所への派遣要請をする必要がある。

■その際は、一律に行うのではなく、事務職だけの公所、現場を持つ公所、様々な技術職を要する公所等の実情を配慮して行う必要がある。

【東部児童相談所】**■災害対策マニュアルの整備**

- ・今回の震災で体験したことについて検証を行い、実践的なマニュアルを作成する。
- ・関係する災害対策マニュアルとの整合性を図るために関係機関とのすり合わせを行う。
- ・派遣職員受け入れについて使用する資料などのフォーマット等を検討し共有。

【精神保健福祉センター】

■防災無線・防災FAX・衛星電話設置，公用車の複数配備等災害時の通信体制や機動力を確保していく。

■県としての心のケアチームの受入体制や派遣体制のあり方について検討していく。

■被災地からの情報発信を担う役割を認識し，平時から情報発信のあり方を検討する。

■今後，増加することが懸念されるPTSD，悲嘆反応，アルコール問題，自殺等様々な精神保健課題に対して受け皿づくりを含めた長期的な体制整備について，障害福祉課や関係機関と検討する。

■地域精神保健活動の再構築や社会資源の整備について，障害福祉課，保健所，関係機関と共に検討していく。

【資料】職員派遣・受け入れ状況

東日本大震災の復興対策に係る自治法派遣受入状況

派遣元	派遣元での所属	職種	派遣機関（自）	派遣期間（至）	配属先
北海道	十勝総合振興局 保健環境部児童相 談室指導援助課	判定員（心理）	平成23年9月1日	平成24年3月31日	東部児童相談 所気仙沼支所
山形県	最上総合支庁 保健福祉環境部 保健企画課	保健師	平成23年10月1 日	平成23年11月30日	仙台保健福祉 事務所岩沼支 所
〃	村山総合支庁 保健福祉環境部 地域保健予防課	保健師	平成23年12月1 日	平成24年3月31日	仙台保健福祉 事務所岩沼支 所
埼玉県	所沢児童相談所	福祉（心理）	平成23年8月1日	平成24年3月31日	東部児童相談 所
東京都	保健福祉局北児童 相談所心理指導係	心理	平成23年8月1日	平成24年3月31日	中央児童相談 所
〃	多摩小平保健所 保健対策課感染症 対策係	保健師	平成23年10月1 日	平成24年3月31日	東部保健福祉 事務所
神奈川県	中央児童相談所兼 総合療育相談セン ター	福祉（心理）	平成23年9月16 日	平成24年3月31日	東部児童相談 所
愛知県	津島保健所 健康支援課	保健師	平成23年10月1 日	平成23年12月31日	子ども総合セ ンター
〃	豊川保健所 田原保健分室	保健師	平成24年1月1日	平成24年3月31日	子ども総合セ ンター
徳島県	西部総合県民局 保健福祉環境部	保健師	平成23年8月1日	平成23年9月30日	仙台保健福祉 事務所
〃	東部保健福祉局	保健師	平成23年10月1 日	平成23年12月31日	仙台保健福祉 事務所
〃	東部保健福祉局 〈徳島保健所〉	保健師	平成24年1月1日	平成24年3月31日	仙台保健福祉 事務所
熊本県	菊池地域振興局 保健福祉環境部 保健予防課	保健師	平成23年11月1 日	平成24年1月31日	気仙沼保健福 祉事務所
〃	球磨地域振興局 保健福祉環境部 保健予防課	保健師	平成24年2月1日	平成24年3月31日	気仙沼保健福 祉事務所

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
1	保健福祉総務課(7/1から震災支援室)	都道府県	高知県	宮城県	H23.4.8	H23.9.22	150	1人×134日 2人×8日	事務	保健福祉総務課(7/1から震災支援室)	災害救助法に関する業務
2	保健福祉総務課(7/1から震災支援室)	都道府県	奈良県	宮城県	H23.4.14	H23.10.12	325	2人×152日 3人×7日	事務	保健福祉総務課(7/1から震災支援室)	災害救助法に関する業務
3	震災支援室	都道府県	山形県	宮城県	H23.7.1	H23.8.12	100	2人×10日 4人×20日	事務	震災支援室	災害救助法に関する業務
4	保健福祉総務課	都道府県	山形県	宮城県	H23.4.11	H23.4.19	28	4人×7日	事務	仙台保健福祉事務所	生活保護に関する業務
5	保健福祉総務課	都道府県	山形県	石巻市	H23.5.2	H23.7.1	90	2人×45日	事務	石巻市、石巻市総合支所(東部保福事務所所属)	保健福祉活動の支援、事務的補助
6	保健福祉総務課	都道府県	山形県	南三陸町	H23.5.9	H23.7.1	80	2人×40日	事務	南三陸町役場(気仙沼保福事務所所属)	要援護者台帳・乳幼児予防接種台帳作成 入力業務、役場来所者受付案内業務
7	医療整備課	都道府県	北海道	七ヶ浜町	H23.3.29	H23.4.4	44	11人×4日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動
8	医療整備課	他県市町村	北海道砂川市	気仙沼市	H23.3.20	H23.3.27	40	5人×8日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動
9	医療整備課	他県市町村	北海道江別市	気仙沼市	H23.3.23	H23.3.29	35	5人×7日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
10	医療整備課	都道府県	北海道	気仙沼市	H23.3.23	H23.3.29	70	7人×10日	医師、看護師、薬剤師	各避難所	医療救護班活動
11	医療整備課	都道府県	群馬県	南三陸町	H23.3.17	H23.3.20	16	4人×4日	医師、看護師、技師、事務	各避難所	医療救護班活動
12	医療整備課	都道府県	群馬県	南三陸町	H23.3.18	H23.3.20	12	4人×3日	医師、看護師	各避難所	医療救護班活動
13	医療整備課	都道府県	千葉県	登米市、南三陸町	H23.3.30	H23.4.2	12	4人×3日	医師、看護師、放射線技師	登米市立佐沼病院、南三陸町志津川細浦避難所	医療救護班活動
14	医療整備課	都道府県	千葉県	南三陸町	H23.3.25	H23.3.31	28	4人×7日	医師、看護師	各避難所	医療救護班活動
15	医療整備課	都道府県	東京都	岩沼市	H23.3.23	H23.3.2	50	5人×10日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動
16	医療整備課	都道府県	神奈川県	南三陸町	H23.3.24	H23.3.26	21	7人×3日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
17	医療整備課	都道府県	神奈川県	南三陸町	H23.3.20	H23.4.1	52	4人×13日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動
18	医療整備課	都道府県	神奈川県	七ヶ浜町	H23.3.20	H23.3.23	12	3人×4日	医師、放射線技師、事務	各避難所	医療救護班活動
19	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.3.31	H23.4.3	10	5人×2日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動
20	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.3.29	H23.4.1	44	6人×4日 5人×4日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
21	医療整備課	都道府県	石川県	南三陸町	H23.3.30	H23.4.1	15	5人×3日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動
22	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.3.19	H23.3.30	82	4人×4日 5人×4日 5人×2日 4人×4日 5人×4日 5人×4日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動
23	医療整備課	都道府県	石川県	南三陸町	H23.3.26	H23.3.29	16	4人×4日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動
24	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.3.20	H23.3.24	20	4人×5日	医師、看護師、薬剤師	各避難所	医療救護班活動
25	医療整備課	都道府県	福井県	互理町	H23.3.19	H23.4.2	62	6人×3日 4人×2日 6人×2日 6人×2日 6人×2日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
26	医療整備課	都道府県	福井県	互理町	H23.3.25	H23.3.26	10	5人×2日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動
27	医療整備課	都道府県	山梨県	南三陸町	H23.3.18	H23.3.30	58	4人×4日 6人×7日	医師、看護師、薬剤師、事務	南三陸町志津川ベイサイドアリーナ	医療救護班活動
28	医療整備課	都道府県	神奈川県	南三陸町	H23.3.20	H23.3.26	28	4人×7日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動
29	医療整備課	都道府県	神奈川県	石巻市	H23.3.28	H23.4.2	20	4人×5日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動
30	医療整備課	都道府県	長野県	石巻市	H23.3.18	H23.3.21	68	17人×4日	医師、看護師、薬剤師、事務	石巻赤十字病院	医療救護班活動

第20章 職員派遣・受入関係

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
31	医療整備課	都道府県	岐阜県	巨理町	H23.3.18	H23.4.8	124	5人×4日 5人×4日 5人×4日 4人×4日 4人×4日 4人×4日 4人×4日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
32	医療整備課	都道府県	愛知県	南三陸町	H23.3.23	H23.4.1	148	6人×3日 6人×5日 7人×4日 6人×4日 6人×3日 6人×5日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
33	医療整備課	都道府県	愛知県	南三陸町	H23.3.19	H23.4.1	112	8人×14日	医師、看護師、薬剤師、救急救命士、事務	各避難所	医療救護班活動
34	医療整備課	都道府県	愛知県	南三陸町	H23.3.31	H23.4.1	10	5人×2日	医師、看護師、薬剤師	各避難所	医療救護班活動
35	医療整備課	他区市町村	兵庫県宝塚市	南三陸町	H23.3.29	H23.4.1	16	4人×4日	歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
36	医療整備課	他区市町村	兵庫県宝塚市	南三陸町	H23.3.18	H23.3.21	24	6人×4日	医師、看護師、薬剤師、臨床工学技師	各避難所	医療救護班活動
37	医療整備課	都道府県	兵庫県	石巻市	H23.3.17	H23.3.21	30	6人×2日 6人×3日	医師、看護師、薬剤師、事務	石巻市鹿妻中学校	医療救護班活動
38	医療整備課	都道府県	兵庫県	南三陸町	H23.3.19	H23.3.23	16	4人×4日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
39	医療整備課	都道府県	奈良県	気仙沼市	H23.3.19	H23.3.23	98	7人×14日	医師、看護師、薬剤師、事務	気仙沼市小原木小学校	医療救護班活動
40	医療整備課	都道府県	島根県	七ヶ浜町	H23.3.22	H23.3.23	35	5人×7日	医師、看護師、薬剤師	各避難所	医療救護班活動
41	医療整備課	都道府県	島根県	七ヶ浜町	H23.3.31	H23.4.2	12	6人×2日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動
42	医療整備課	都道府県	鳥取県	女川町	H23.3.18	H23.3.21	24	6人×4日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
43	医療整備課	都道府県	徳島県	石巻市	H23.3.17	H23.3.19	21	7人×3日	医師、看護師、薬剤師、理学療法士	各避難所	医療救護班活動
44	医療整備課	都道府県	香川県	南三陸町	H23.3.18	H23.3.20	3	1人×3日	事務	各避難所	医療調整

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
45	医療整備課	都道府県	香川県	南三陸町	H23.3.20	H23.3.29	42	6人×2日 5人×2日 5人×2日 5人×1日 5人×1日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
46	医療整備課	都道府県	香川県	南三陸町	H23.3.22	H23.3.31	24	4人×2日 4人×2日 4人×2日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動
47	医療整備課	都道府県	愛媛県	石巻市	H23.3.18	H23.3.22	40	8人×5日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
48	医療整備課	都道府県	高知県	南三陸町	H23.3.29	H23.3.31	12	4人×3日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動
49	医療整備課	都道府県	佐賀県	塩竈市	H23.3.18	H23.3.20	18	6人×3日	医師、獣医師、保健師、事務	各避難所	医療救護班活動
50	医療整備課	都道府県	長崎県	南三陸町	H23.3.18	H23.3.27	50	5人×10日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動
51	医療整備課	都道府県	山梨県	南三陸町	H23.4.2	H23.4.5	24	6人×4日	医師、看護師、薬剤師、放射線技師、事務	南三陸町志津川ベイサイドアリーナ	医療救護班活動
52	医療整備課	都道府県	福井県	巨理町	H23.4.4	H23.4.5	12	6人×2日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
53	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.4.4	H23.4.8	44	5人×4日 6人×4日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
54	医療整備課	都道府県	神奈川県	南三陸町	H23.4.1	H23.4.5	35	7人×5日	医師、看護師、薬剤師、理学療法士	各避難所	医療救護班活動
55	医療整備課	都道府県	千葉県	登米市、南三陸町	H23.4.4	H23.4.10	28	4人×7日	医師、看護師	各避難所	医療救護班活動
56	医療整備課	都道府県	福井県	巨理町	H23.4.6	H23.4.7	8	4人×2日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
57	医療整備課	都道府県	愛知県	南三陸町	H23.4.5	H23.4.9	35	7人×5日	医師、看護師、薬剤師	入谷小学校	医療救護班活動
58	医療整備課	都道府県	高知県	南三陸町	H23.4.5	H23.4.10	24	4人×6日	医師、看護師、薬剤師	各避難所	医療救護班活動
59	医療整備課	都道府県	北海道	気仙沼市	H23.4.10	H23.4.16	42	6人×7日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
60	医療整備課	都道府県	福井県	豆理町	H23.4.8	H23.4.9	12	6人×2日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
61	医療整備課	都道府県	兵庫県	石巻市	H23.4.23	H23.4.30	48	6人×8日	医師、看護師、薬剤師、臨床工学技師	石巻市鹿妻小学校	医療救護班活動
62	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.4.9	H23.4.13	44	6人×4日 5人×4日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
63	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.4.13	H23.4.14	8	4人×2日	医師、看護師、臨床検査技師、理学療法士	石巻赤十字病院	医療救護班活動
64	医療整備課	都道府県	石川県	南三陸町	H23.4.7	H23.4.10	16	4人×4日	医師、看護師、薬剤師	各避難所	医療救護班活動
65	医療整備課	都道府県	福井県	豆理町	H23.4.12	H23.4.13	10	5人×2日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
66	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.4.13	H23.4.15	12	4人×3日	医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師	各避難所	医療救護班活動
67	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.4.16	H23.4.17	10	5人×2日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
68	医療整備課	都道府県	福井県	豆理町	H23.4.8	H23.4.15	20	4人×2日 6人×2日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
69	医療整備課	都道府県	愛知県	南三陸町	H23.4.14	H23.4.18	32	8人×4日	医師、看護師、薬剤師、事務	南三陸町入谷小学校	医療救護班活動
70	医療整備課	都道府県	愛知県	南三陸町	H23.4.17	H23.4.21	40	8人×5日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
71	医療整備課	都道府県	愛知県	南三陸町	H23.4.26	H23.4.30	35	7人×5日	医師、看護師、薬剤師、臨床心理士、事務	各避難所	医療救護班活動
72	医療整備課	都道府県	愛知県	南三陸町	H23.4.23	H23.4.27	45	9人×5日	医師、看護師、薬剤師、臨床工学技師、事務	各避難所	医療救護班活動
73	医療整備課	都道府県	神奈川県	南三陸町	H23.4.13	H23.4.17	35	7人×5日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
74	医療整備課	都道府県	福井県	豆理町	H23.4.20	H23.4.23	20	4人×2日 6人×2日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
75	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.4.21	H23.4.24	28	7人×4日	医師、看護師、事務	各避難所	医療救護班活動

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
76	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.4.19	H23.4.22	36	5人×4日 4人×4日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
77	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.4.21	H23.4.24	16	4人×4日	医師、看護師、薬剤師	各避難所	医療救護班活動
78	医療整備課	都道府県	兵庫県	石巻市	H23.4.23	H23.4.26	24	6人×4日	医師、看護師、薬剤師、臨床工学技士	各避難所	医療救護班活動
79	医療整備課	都道府県	福井県	豆理町	H23.4.28	H23.4.29	12	6人×2日	医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務	各避難所	医療救護班活動
80	医療整備課	都道府県	高知県	七ヶ浜町	H23.5.1	H23.5.8	40	5人×8日	医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務	各避難所	医療救護班活動
81	医療整備課	他県市町村	熊本県	気仙沼市	H23.5.1	H23.5.7	21	3人×7日	医師、看護師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
82	医療整備課	他県市町村	北海道	気仙沼市	H23.5.1	H23.5.8	8	1人×8日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
83	医療整備課	都道府県	東京都	気仙沼市	H23.5.8	H23.5.12	5	1人×5日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
84	医療整備課	都道府県	和歌山県	気仙沼市	H23.5.9	H23.5.13	5	1人×5日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
85	医療整備課	都道府県	青森県	気仙沼市	H23.5.14	H23.5.18	5	1人×5日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
86	医療整備課	都道府県	長崎県	気仙沼市	H23.5.18	H23.5.22	5	1人×5日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
87	医療整備課	都道府県	大分県	気仙沼市	H23.5.19	H23.5.23	5	1人×5日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
88	医療整備課	都道府県	北海道	気仙沼市	H23.5.15	H23.5.20	55	5人×5日 5人×6日	医師	各避難所	医療救護班活動
89	医療整備課	都道府県	高知県	七ヶ浜町	H23.5.15	H23.5.29	40	5人×8日 5人×8日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
90	医療整備課	都道府県	北海道	気仙沼市	H23.5.20	H23.5.24	25	5人×5日	医師、看護師、薬剤師、事務	各避難所	医療救護班活動
91	医療整備課	都道府県	富山県	気仙沼市	H23.5.23	H23.5.27	5	1人×5日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動

第20章 職員派遣・受入関係

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
92	医療整備課	都道府県	青森県	気仙沼市	H23.5.24	H23.5.28	5	1人×5日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
93	医療整備課	都道府県	秋田県	気仙沼市	H23.5.28	H23.5.31	4	1人×4日	医師	各避難所	医療救護班活動
94	医療整備課	都道府県	大分県	気仙沼市	H23.5.29	H23.5.31	3	1人×3日	医師	各避難所	医療救護班活動
95	医療整備課	都道府県	熊本県	気仙沼市	H23.6.2	H23.6.21	15	1人×5日 1人×5日 1人×5日 1人×2日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
96	医療整備課	都道府県	北海道	気仙沼市	H23.6.5	H23.6.11	11	1人×2日 1人×5日 1人×4日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
97	医療整備課	都道府県	静岡県	気仙沼市	H23.6.7	H23.6.11	5	1人×5日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
98	医療整備課	都道府県	熊本県	気仙沼市	H23.6.11	H23.6.21	20	1人×5日 1人×5日 1人×5日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
99	医療整備課	都道府県	熊本県	気仙沼市	H23.6.12	H23.6.16	5	1人×5日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
100	医療整備課	都道府県	熊本県	気仙沼市	H23.6.16	H23.6.20	5	1人×5日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
101	医療整備課	都道府県	熊本県	気仙沼市	H23.6.17	H23.6.21	5	1人×5日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
102	医療整備課	都道府県	熊本県	気仙沼市	H23.6.21	H23.6.25	5	1人×5日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
103	医療整備課	都道府県	山口県	気仙沼市	H23.6.22	H23.6.26	5	1人×5日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
104	医療整備課	都道府県	滋賀県	気仙沼市	H23.6.26	H23.6.30	5	1人×5日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
105	医療整備課	都道府県	千葉県	気仙沼市	H23.6.27	H23.6.30	4	1人×4日	医師	気仙沼市立本吉病院	医療救護班活動
106	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.7.1	H23.7.3	12	4人×3日	医師	各避難所	医療救護班活動

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
107	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.7.4	H23.7.6	12	4人×3日	医師	各避難所	医療救護班活動
108	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.7.7	H23.7.9	12	4人×3日	医師	各避難所	医療救護班活動
109	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.7.10	H23.7.12	12	4人×3日	医師	各避難所	医療救護班活動
110	医療整備課	都道府県	山梨県	名取市	H23.3.26	H23.6.14	164	164	保健師	名取市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
111	医療整備課	都道府県	山梨県	亶理町(7/10まで)→岩沼市	H23.7.5	H23.8.26	106	106	保健師	亶理町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
112	医療整備課	都道府県	青森県(県・市町村混合)	名取市	H23.3.28	H23.6.30	376	188 保健師 94 医師 94 事務	保健師 医師 事務	名取市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
113	医療整備課	都道府県	青森県(県・市町村混合)	名取市	H23.3.26	H23.8.30	418	281 保健師 137 事務	保健師 事務	名取市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
114	医療整備課	他県市町村	新潟県新潟市	名取市	H23.3.29	H23.4.28	120	120	保健師	名取市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
115	医療整備課	他県市町村	大阪府大阪市	岩沼市	H23.3.14	H23.5.3	141	102 保健師 33 医師 6 事務	保健師 医師 事務	岩沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
116	医療整備課	他県市町村	大阪府大阪市	岩沼市	H23.3.16	H23.5.3	131	98 保健師 33 獣医師	保健師 獣医師	岩沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
117	医療整備課	他県市町村	大阪府大阪市	岩沼市	H23.3.20	H23.5.3	123	90 保健師 33 薬剤師	保健師 薬剤師	岩沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
118	医療整備課	都道府県	大分県	亶理町	H23.3.17	H23.4.30	177	90 保健師 87 事務	保健師 事務	亶理町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
119	医療整備課	都道府県	栃木県	亶理町	H23.5.1	H23.6.30	128	122 保健師 6 医師	保健師 医師	亶理町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
120	医療整備課	都道府県	福井県	山元町	H23.3.17	H23.9.1	426	328 保健師 98 薬剤師	保健師 薬剤師	山元町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
121	医療整備課	都道府県	福井県	山元町	H23.3.21	H23.7.4	212	212	保健師	山元町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
122	医療整備課	都道府県	群馬県	塩竈市	H23.4.8	H23.5.28	102	102	保健師	多賀城市避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
123	医療整備課	他県市町村	姫路市	塩釜市	H23.4.9	H23.5.31	106	106	保健師	塩釜市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
124	医療整備課	他県市町村	旭川市	塩釜市	H23.5.30	H23.6.3	15	10 5	保健師 薬剤師	塩釜市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
125	医療整備課	都道府県	佐賀県	多賀城市	H23.3.17	H23.6.28	317	227 9 9 72	保健師 医師 獣医師 事務	多賀城市避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
126	医療整備課	他県市町村	岡山市	多賀城市	H23.4.9	H23.8.28	297	273 5 19	保健師 医師 事務	塩釜市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
127	医療整備課	他県市町村	岐阜県多治見市	多賀城市	H23.5.9	H23.5.22	28	28	保健師	多賀城市避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
128	医療整備課	他県市町村	奈良市	多賀城市	H23.7.1	H23.8.12	43	43	保健師	多賀城市避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
129	医療整備課	都道府県	長崎県	塩釜市	H23.3.18	H23.4.7	63	42 21	保健師 事務	塩釜市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
130	医療整備課	都道府県	長崎県	松島町	H23.3.18	H23.4.7	63	42 21	保健師 事務	松島町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
131	医療整備課	都道府県	長崎県	七ヶ浜町	H23.3.18	H23.4.7	42	42	保健師	七ヶ浜町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
132	医療整備課	都道府県	福岡県	石巻市	H23.3.15	H23.9.30	824	650 41 133	保健師 栄養士 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
133	医療整備課	都道府県	鳥取県	石巻市	H23.3.16	H23.10.28	627	412 5 210	保健師 精神科医師 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
134	医療整備課	都道府県	石川県(県・市町村混合)	石巻市	H23.3.15	H23.3.20	12	12	保健師	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
135	医療整備課	都道府県	石川県(県・市町村混合)	石巻市	H23.3.17	H23.5.31	783	235 32 62 454	保健師 医師 栄養士 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
136	医療整備課	都道府県	石川県(県・市町村混合)	石巻市	H23.3.17	H23.8.29	529	332 25 25 147	保健師 看護師 PSW 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
137	医療整備課	都道府県	大分県	石巻市	H23.4.25	H23.4.29	5	5	医師	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
138	医療整備課	都道府県	石川県	石巻市	H23.4.30	H23.5.6	7	7	医師	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
139	医療整備課	都道府県	東京都	石巻市	H23.4.24	H23.7.28	291	219 72	保健師 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
140	医療整備課	都道府県	東京都	石巻市	H23.5.7	H23.9.30	302	48 165 48	医師	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
141	医療整備課	他県市町村	滋賀県大津市	石巻市	H23.3.18	H23.7.3	372	216 156	保健師 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
142	医療整備課	都道府県	兵庫県	石巻市	H23.3.24	H23.8.31	418	322 32 64	保健師 栄養士 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
143	医療整備課	都道府県	兵庫県	石巻市	H23.5.7	H23.6.30	190	110 25 55	保健師 栄養士 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
144	医療整備課	他県市町村	千葉県千葉市	東松島市	H23.3.23	H23.3.28	12	12	保健師	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
145	医療整備課	他県市町村	千葉県千葉市	石巻市	H23.3.28	H23.10.28	550	364 4 182	保健師 栄養士 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
146	医療整備課	他県市町村	埼玉県川越市	石巻市	H23.3.27	H23.4.19	96	48 48	保健師 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
147	医療整備課	他県市町村	福岡県福岡市	石巻市	H23.3.29	H23.7.29	397	246 28 123	保健師 栄養士 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
148	医療整備課	他県市町村	鹿児島県鹿児島市	石巻市	H23.4.4	H23.5.28	220	110 110	保健師 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
149	医療整備課	都道府県	大分県(佐伯市)	石巻市	H23.4.11	H23.4.29	54	36 18	保健師 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
150	医療整備課	他県市町村	大分県(豊後大野市)	石巻市	H23.4.17	H23.8.28	370	242 128	保健師 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
151	医療整備課	他県市町村	熊本県(八代市)	石巻市	H23.4.20	H23.4.27	32	16 16	保健師 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
152	医療整備課	都道府県	島根県	石巻市	H23.4.20	H23.9.22	257	218 39	保健師 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
153	医療整備課	他県市町村	大分県(中津市)	石巻市	H23.4.21	H23.5.3	36	24 12	保健師 事務	石巻市内各避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等

第20章 職員派遣・受入関係

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
154	医療整備課	他県市町村	埼玉県川越市	東松島市	H23.5.25	H23.6.9	64	32	保健師 事務	東松島市避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
155	医療整備課	他県市町村	埼玉県川越市	東松島市	H23.7.2	H23.7.26	100	50	保健師 事務	東松島市避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
156	医療整備課	他県市町村	名古屋市	東松島市	H23.4.9	H23.4.28	80	80	保健師	東松島市避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
157	医療整備課	都道府県	山口県	東松島市	H23.4.23	H23.8.3	362	250 120	保健師 事務	東松島市避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
158	医療整備課	都道府県	東京都	東松島市	H23.5.14	H23.6.3	42	42	保健師	東松島市避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
159	医療整備課	都道府県	石川県	女川町	H23.3.22	H23.8.29	495	464 31	保健師 事務	女川町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
160	医療整備課	都道府県	石川県	女川町	H23.3.22	H23.4.30	80	80	保健師	女川町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
161	医療整備課	都道府県	石川県	女川町	H23.3.26	H23.4.19	100	25 30 50 55	獣医師 薬剤師 事務	女川町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
162	医療整備課	都道府県	鹿児島県	女川町	H23.4.4	H23.9.22	257	218 39	保健師 医師 事務	女川町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
163	医療整備課	都道府県	北海道	気仙沼市	H23.3.16	H23.6.1	492	292 30 140	保健師 医師 栄養士 事務	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
164	医療整備課	都道府県	北海道	気仙沼市	H23.7.4	H23.8.12	93	62 31	保健師 事務	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
165	医療整備課	他県市町村	静岡県静岡市	気仙沼市	H23.3.16	H23.6.29	783	318 37 428	保健師 保育士 事務他	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
166	医療整備課	都道府県	富山県	気仙沼市	H23.3.17	H23.8.31	464	344 120	保健師 事務	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
167	医療整備課	都道府県	富山県	気仙沼市	H23.3.25	H23.6.1	170	138 32	保健師 事務	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
168	医療整備課	都道府県	奈良県	気仙沼市	H23.3.17	H23.8.26	361	338 15 8	保健師 事務	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
169	医療整備課	都道府県	奈良県	気仙沼市	H23.3.24	H23.6.30	198	198	保健師	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
170	医療整備課	他県市町村	兵庫県尼崎市	気仙沼市	H23.3.20	H23.8.31	495	330 165	保健師 事務	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
171	医療整備課	都道府県	広島県	気仙沼市	H23.3.22	H23.8.29	349	320 29	保健師 事務	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
172	医療整備課	都道府県	兵庫県	気仙沼市	H23.3.24	H23.10.28	566	438 16 56 56	保健師 栄養士 事務 看護師	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
173	医療整備課	都道府県	東京都	気仙沼市	H23.3.24	H23.10.31	865	453 412	保健師 事務	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
174	医療整備課	都道府県	徳島県	気仙沼市	H23.4.8	2011/7/15 長期派遣のため	297	198 99	保健師 事務	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
175	医療整備課	都道府県	徳島県	気仙沼市	H23.4.17	H23.6.1	150	92 12 46	保健師 医師 事務	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
176	医療整備課	都道府県	新潟県	気仙沼市	H23.5.31	H23.9.3	192	192	保健師	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
177	医療整備課	都道府県	佐賀県	気仙沼市	H23.7.4	H23.9.1	180	120 60	保健師 事務	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
178	医療整備課	都道府県	山口県萩市	気仙沼市	H23.7.1	H23.8.5	108	36 72	保健師 事務	気仙沼市内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
179	医療整備課	都道府県	香川県	南三陸町	H23.3.18	H23.7.29	367	183 19 31	保健師 医師 栄養士	南三陸町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
180	医療整備課	都道府県	香川県	南三陸町	H23.3.20	H23.7.29	339	176 21 142	保健師 栄養士 事務	南三陸町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
181	医療整備課	都道府県	高知県	南三陸町	H23.3.18	H23.9.29	666	394 27 245	保健師 医師 事務	南三陸町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
182	医療整備課	都道府県	高知県	南三陸町	H23.3.26	H23.4.30	108	72 36	保健師 事務	南三陸町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
183	医療整備課	他県市町村	高知県高知市	南三陸町	H23.3.19	H23.6.29	350	204 146	保健師 事務	南三陸町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等

第20章 職員派遣・受入関係

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
184	医療整備課	他県市町村	高知県松山市	南三陸町	H23.3.20	H23.6.26	282	198 84	保健師 事務	南三陸町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
185	医療整備課	都道府県	熊本県	南三陸町	H23.3.22	H23.9.29	1431	725 24 366 6 5 305	保健師 栄養士 医師or薬剤 師 事務	南三陸町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
186	医療整備課	他県市町村	熊本県熊本市	南三陸町	H23.3.22	H23.7.29	520	336 41 143	保健師 栄養士 事務	南三陸町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
187	医療整備課	他県市町村	熊本県熊本市	南三陸町	H23.5.4	H23.6.28	224	112 112	保健師 事務	南三陸町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
188	医療整備課	都道府県	兵庫県	南三陸町	H23.3.24	H23.9.2	382	310 16 56	保健師 栄養士 事務	南三陸町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
189	医療整備課	都道府県	兵庫県	南三陸町	H23.5.7	H23.7.3	116	116	保健師	南三陸町内避難所等	保健師チームとして、避難所での健康管理及び避難所の衛生管理、在宅住民の巡回指導等
190	医療整備課	都道府県	香川県	宮城県	H23.3.31	H23.4.28	116	4人×29日	事務	県庁(医療整備課)	医療施設の被害状況、保健師派遣活動の情報整理、災害救助法関係の精算業務等
191	医療整備課	都道府県	香川県	宮城県	H23.5.6	H23.6.3	54	2人×15日 2人×12日	事務	県庁(医療整備課)	医療施設の被害状況、保健師派遣活動の情報整理、災害救助法関係の精算業務等
192	長寿社会政策課	都道府県	群馬県	気仙沼市	H23.3.25	H23.4.2	32	4人×8日	行政	気仙沼市(各(福祉)避難所、福祉施設)	避難所等の要介護高齢者の介護にあたる介護職員の派遣調整
193	長寿社会政策課	都道府県	徳島県	南三陸町	H23.3.14	H23.9.30	437	1人×4日 2人×161日 3人×34日 4人×1日 5人×1日	行政	南三陸町内避難所	介護支援にあたる介護職員の現地での調整
194	子育て支援課	国	厚生労働省	宮城県(中央児童相談所)	H23.4.5	H23.8.5	126	2人×2チーム×7日 2人×1チーム×4日 2人×2チーム×5日 2人×1チーム×3日 2人×2チーム×5日 2人×1チーム×5日 2人×1チーム×5日 2人×1チーム×5日	児童福祉司 児童心理司	名取市、岩沼市他の沿岸部7市町の各避難所	要保護児童調査及び児童の心のケア調査

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
195	子育て支援課	国	厚生労働省	宮城県(東部児童相談所)	H23.4.5	H23.8.5	510	4人×2チーム×7日 4人×1チーム×6日 3人×1チーム×6日 2人×3チーム×6日 2人×2チーム×6日 2人×1チーム×5日 3人×2チーム×5日 2人×2チーム×5日 2人×3チーム×5日 3人×1チーム×5日 2人×3チーム×5日 2人×3チーム×5日 2人×3チーム×7日 2人×1チーム×5日 2人×1チーム×5日 2人×1チーム×5日 2人×1チーム×5日 3人×1チーム×5日 2人×1チーム×5日 2人×1チーム×5日 2人×1チーム×5日 2人×1チーム×5日 2人×1チーム×5日 2人×1チーム×5日 2人×1チーム×5日 2人×1チーム×5日	児童福祉司 児童心理司	石巻市、登米市他の2市町の各避難所	要保護児童調査及び児童の心のケア調査
196	子育て支援課	国	厚生労働省	宮城県(東部児童相談所気仙沼支所)	H23.4.5	H23.8.5	152	2人×4チーム×7日 2人×1チーム×6日 2人×4チーム×5日 2人×1チーム×5日 2人×1チーム×5日 2人×1チーム×5日	児童福祉司 児童心理司	気仙沼市及び南三陸町の各避難所	要保護児童調査及び児童の心のケア調査
197	障害福祉課	国	国立病院機構 東尾張病院	県	H23.3.19	H23.3.30	60	5人×12日	精神科医等	みやぎ県南中核病院	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
198	障害福祉課	都道府県	佐賀県	県	H23.3.22	H23.4.9	76	4人×19日	精神科医等	塩釜保健所管内2市3町(各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
199	障害福祉課	都道府県	山梨県	県	H23.3.26	H23.3.29	24	6人×4日	精神科医等	塩釜保健所管内2市3町(各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
200	障害福祉課	都道府県	長野県	県	H23.3.19	H23.3.21	15	5人×3日	精神科医等	塩釜保健所岩沼支所管内2市2町(各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事

第20章 職員派遣・受入関係

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
201	障害福祉課	都道府県	長崎県	県	H23.3.19	H23.6.11	380	4人×45日 5人×40日	精神科医等	塩釜保健所岩沼支所管内2市2町(各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
202	障害福祉課	都道府県	島根県	県	H23.3.23	H23.3.25	12	4人×3日	精神科医等	塩釜保健所岩沼支所管内2市2町(各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
203	障害福祉課	国	国立病院機構東尾張病院	県	H23.3.31	H23.4.8	45	5人×9日	精神科医等	山元町(各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
204	障害福祉課	都道府県	石川県	県	H23.3.17	H23.7.30	559	3人～7人×127日	精神科医等	石巻市(蛇田地区各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
205	障害福祉課	国	(独法)国立国際医療研究センター国府台病院	県	H23.3.21	H23.9.30	238	2人×51日 4人×34日	精神科医等	石巻市(鹿妻・渡波地区各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
206	障害福祉課	都道府県	群馬県	県	H23.3.27	H23.3.30	20	5人×4日	精神科医等	石巻市(各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
207	障害福祉課	都道府県	大分県	県	H23.3.28	H23.3.30	15	5人×3日	精神科医等	石巻市(各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
208	障害福祉課	国	国立病院機構小諸高原病院	県	H23.3.22	H23.3.27	24	4人×6日	精神科医等	石巻市(各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
209	障害福祉課	都道府県	三重県	県	H23.3.23	H23.5.31	242	4人×23日 5人×30日	精神科医等	石巻市(稲井、鹿妻、渡波地区各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
210	障害福祉課	都道府県	長野県	県	H23.4.8	H23.4.30	111	3～6人×23日	精神科医等	石巻市(河南、河北、北上、雄勝、桃生、牡鹿地区各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
211	障害福祉課	都道府県	香川県	県	H23.4.14	H23.4.30	24	4人×6日	精神科医等	石巻市(鹿妻・渡波地区各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
212	障害福祉課	都道府県	鹿児島県	県	H23.3.24	H23.9.30	728	2～5人×178日	精神科医等	女川町(各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
213	障害福祉課	都道府県	岡山県	県	H23.3.17	H23.3.18	16	8人×2日	精神科医等	登米市(各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
214	障害福祉課	都道府県	愛知県	県	H23.3.20	H23.10.27	538	3～5人×166日	精神科医等	気仙沼市(階上、新月、面瀬地区各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
215	障害福祉課	都道府県	北海道	県	H23.3.22	H23.8.31	414	3～7人×96日	精神科医等	気仙沼市(唐桑地区各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
216	障害福祉課	都道府県	福岡県	県	H23.3.28	H23.4.28	160	5人×32日	精神科医等	気仙沼市(本吉地区各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事

東日本大震災に係る国・各地方公共団体から県・市町村への派遣受入状況について

No.	所管所属	派遣元区分	派遣元	派遣先	期間(自)	期間(至)	延べ人数	人数内訳	職種	主な派遣箇所	従事業務
217	障害福祉課	他県市町村	札幌市	県	H23.3.27	H23.3.31	15	3人×15日	精神科医等	気仙沼市(各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
218	障害福祉課	都道府県	長野県	県	H23.5.9	H23.10.20	234	3～8人×58日	精神科医等	気仙沼市(各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
219	障害福祉課	都道府県	山梨県	県	H23.4.3	H23.9.28	392	4～6人×90日	精神科医等	気仙沼市(大島地区外各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
220	障害福祉課	都道府県	奈良県	県	H23.6.13	H23.9.30	191	3～4人×56日	精神科医等	気仙沼市(各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
221	障害福祉課	都道府県	岡山県	県	H23.3.19	H23.10.8	381	2～8人×87日	精神科医等	南三陸町(入谷、志津川、歌津地区各避難所)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、避難所のメンタルケアに従事
222	障害福祉課	都道府県	香川県	県	H23.6.8	H23.7.22	17	3人×3日 2人×4日	精神科医等	県精神保健福祉センター(県内各地)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、支援スタッフのメンタル支援に従事
223	障害福祉課	都道府県	富山県	県	H23.6.14	H23.6.17	12	3人×4日	精神科医等	県精神保健福祉センター(県内各地)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、支援スタッフのメンタル支援に従事
224	障害福祉課	都道府県	島根県	県	H23.6.22	H23.6.24	3	1人×3日	精神科医等	県精神保健福祉センター(県内各地)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、支援スタッフのメンタル支援に従事
225	障害福祉課	都道府県	熊本県	県	H23.7.26	H23.9.7	4	1人×4日	精神科医等	登米市(南三陸町避難所等)	「こころのケア支援チーム」メンバーとして、支援スタッフのメンタル支援に従事
226	障害福祉課	他県市町村	福岡市	仙台市	H23.3.31	H23.4.26	54	2人×27日	介護職員	岩城野区障害者福祉センター 太白区障害者福祉センター	福祉避難所の業務支援
227	障害福祉課	国	海上自衛隊	県	H23.4.25	H23.6.30	60	1人×60日	心理士	県精神保健福祉センター	心のケア相談業務
228	障害福祉課	都道府県	兵庫県	県	H23.5.10	H23.6.6	27	1人×27日	精神保健福祉士	県精神保健福祉センター	震災による心のケア対策等の企画、助言

第20章 職員派遣・受入関係

東日本大震災に係る県職員の被災市町村への派遣状況(派遣者数累計(市町村毎・日毎))

(保健福祉部)

■平成24年1月

	1/1 日	1/2 月	1/3 火	1/4 水	1/5 木	1/6 金	1/7 土	1/8 日	1/9 月	1/10 火	1/11 水	1/12 木	1/13 金	1/14 土	1/15 日	1/16 月	1/17 火	1/18 水	1/19 木	1/20 金	1/21 土	1/22 日	1/23 月	1/24 火	1/25 水	1/26 木	1/27 金	1/28 土	1/29 日	1/30 月	1/31 火	1月計	累計
合計	0	0	0	0	12	12	0	0	0	2	9	12	0	0	0	0	0	7	9	3	0	0	0	0	7	10	3	0	0	0	0	86	2,993
1 仙台市												4						5							6							0	0
2 石巻市					6																											21	391
3 塩竈市											3														3							6	96
4 気仙沼市											4	4													4	4						16	187
5 白石市																																0	1
6 名取市																																0	202
7 角田市																																0	177
8 多賀城市																																0	83
9 岩沼市						4																										4	113
10 登米市																																0	94
11 栗原市																																0	15
12 東松島市					6							3							4													13	177
13 大崎市																																0	26
14 蔵王町																																0	23
15 七ヶ宿町																																0	0
16 大河原町																																0	7
17 村田町																																0	0
18 柴田町																																0	5
19 川崎町																																0	25
20 丸森町																																0	21
21 亶理町						4																										4	251
22 山元町					4					2	2	1						7		3												19	282
23 松島町																																0	0
24 七ヶ浜町																											3					3	76
25 利府町																																0	25
26 大和町																																0	3
27 大郷町																																0	0
28 富谷町																																0	0
29 大衡村																																0	0
30 色麻町																																0	0
31 加美町																																0	0
32 涌谷町																																0	8
33 美里町																																0	0
34 女川町																																0	161
35 南三陸町																																0	544

東日本大震災
～保健福祉部災害対応・支援活動の記録～

発行

平成24年12月

編集

宮城県 保健福祉部 保健福祉総務課 企画調整第一班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町一丁目8番1号

TEL:022-211-2507 FAX:022-211-2595

E-mail:hohukgp@pref.miyagi.jp